

周防大島町告示第5号

平成20年第1回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成20年2月29日

周防大島町長 中本 富夫

1 期 日 平成20年3月7日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

安本 貞敏君	伊東 梅芳君
土手 正喜君	平野 和生君
荒川 政義君	浜戸 信充君
杉山 藤雄君	神岡 光人君
田村 三郎君	伊藤 秀行君
平村 真成君	魚谷 洋一君
松井 岑雄君	広田 清晴君
魚原 満晴君	富田 安英君
木村 潔君	中本 博明君
平川 敏郎君	田中隆太郎君
小田 貞利君	尾元 武君
久保 雅己君	新山 玄雄君

3月10日に応招した議員

3月11日に応招した議員

3月18日に応招した議員

3月21日に応招した議員

応招しなかった議員

平成20年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成20年3月7日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成20年3月7日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係「平成19年度特定環境保全公共下水道事業管路施設工事(中1工区)」)
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係「平成19年度仲町排水ポンプ室移設工事(土木・建築)」)
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議案第12号 平成19年度周防大島町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第9 議案第13号 平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議案第14号 平成19年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第15号 平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第16号 平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第17号 平成19年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第18号 平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第19号 平成19年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第20号 平成19年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第21号 平成19年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第22号 周防大島町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について(説明・質疑・付託「総務」)
- 日程第19 議案第23号 周防大島町後期高齢者医療に関する条例の制定について(説明・質疑・付託「民生」)
- 日程第20 議案第24号 周防大島町行政組織条例の一部改正について
- 日程第21 議案第25号 周防大島町営渡船設置及び運営に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第26号 周防大島町職員の育児休業等に関する条例及び周防大島町職員の勤務

- 時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第27号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第24 議案第28号 周防大島町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第29号 周防大島町特別会計条例の一部改正について
- 日程第26 議案第30号 周防大島町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第27 議案第31号 周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について
- 日程第28 議案第32号 周防大島町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第29 議案第33号 周防大島町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第34号 周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第31 議案第35号 周防大島町立橘ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第32 議案第36号 周防大島町産地形成促進施設設置条例の一部改正について
- 日程第33 議案第37号 周防大島町農産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第34 議案第38号 周防大島町営大島駐車場条例の一部改正について
- 日程第35 議案第39号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第36 議案第40号 周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について
- 日程第37 議案第41号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第42号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第43号 むつみ荘の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第44号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第45号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第46号 平成19年度三浦漁港整備工事第2工区の請負契約の締結について

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに議案説明

- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（変更契約・法180条関係「平成19年度特定環境保全公共下水道事業管路施設工事（中1工区）」）
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について（変更契約・法180条関係「平成19年度仲町排水ポンプ室移設工事（土木・建築）」）
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議案第12号 平成19年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第9 議案第13号 平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第14号 平成19年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第15号 平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第16号 平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第17号 平成19年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第18号 平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第19号 平成19年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第20号 平成19年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第21号 平成19年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第22号 周防大島町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について（説明・質疑・付託「総務」）
- 日程第19 議案第23号 周防大島町後期高齢者医療に関する条例の制定について（説明・質疑・付託「民生」）
- 日程第20 議案第24号 周防大島町行政組織条例の一部改正について
- 日程第21 議案第25号 周防大島町営渡船設置及び運営に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第26号 周防大島町職員の育児休業等に関する条例及び周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第27号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第24 議案第28号 周防大島町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第29号 周防大島町特別会計条例の一部改正について
- 日程第26 議案第30号 周防大島町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第27 議案第31号 周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について
- 日程第28 議案第32号 周防大島町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第29 議案第33号 周防大島町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第34号 周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について

- 日程第31 議案第35号 周防大島町立橘ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第32 議案第36号 周防大島町産地形成促進施設設置条例の一部改正について
- 日程第33 議案第37号 周防大島町農産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第34 議案第38号 周防大島町営大島駐車場条例の一部改正について
- 日程第35 議案第39号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第36 議案第40号 周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について
- 日程第37 議案第41号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第42号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第43号 むつみ荘の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第44号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第45号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第46号 平成19年度三浦漁港整備工事第2工区の請負契約の締結について

出席議員（24名）

1番 安本 貞敏君	2番 伊東 梅芳君
3番 土手 正喜君	4番 平野 和生君
5番 荒川 政義君	6番 浜戸 信充君
7番 杉山 藤雄君	8番 神岡 光人君
9番 田村 三郎君	10番 伊藤 秀行君
12番 平村 真成君	13番 魚谷 洋一君
14番 松井 岑雄君	16番 広田 清晴君
17番 魚原 満晴君	18番 富田 安英君
19番 木村 潔君	20番 中本 博明君
21番 平川 敏郎君	22番 田中隆太郎君
23番 小田 貞利君	24番 尾元 武君
25番 久保 雅己君	26番 新山 玄雄君

欠席議員（なし）

欠 員 ( 2 名 )

事務局出席職員職氏名

事務局長	坂本 薫君	議事課長	木元 真琴君
書記	河井 敏博君	書記	平田富久代君
書記	藤本万亀子君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	副町長	椎木 巧君
会計管理者兼会計課長			北杉 憲昌君
教育長	平田 武君	公営企業管理者	川田 昌満君
総務部長	村田 雅典君	総務課長	吉田 芳春君
財政課長	奈良元正昭君	健康福祉部長	馬野 正文君
産業建設部長	岡村 春雄君	環境生活部長	村田 章文君
久賀総合支所長	野口 菊義君	大島総合支所長	山本 治君
東和総合支所長	鍵本 一和君	橘総合支所長	浜中 清孝君
教育次長	布村 和男君	公営企業局総務部長	河村 常和君
税務課長	橋本 澄夫君	医療保険課長	嶋元 則昭君

午前9時30分開会

議長（新山 玄雄君） おはようございます。本日は御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから平成20年第1回周防大島町議会定例会を開会いたします。

杉山藤雄議員から午前中欠席の通告を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（新山 玄雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第120条の規定により、14番、松井岑雄議員、16番、広田清晴議員を指名いたします。

## 日程第2．会期の決定

議長（新山 玄雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る2月29日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から3月21日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から3月21日までの15日間とすることに決しました。

## 日程第3．諸般の報告

議長（新山 玄雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査12月、1月、2月実施分及び定期監査12月、1月、2月実施分の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

次に、請願、陳情、要望についてでございます。お手元の文書表のとおり陳情、要望3件の受理いたしました。処理については議会運営委員会にお諮りいただき、受理番号39号は議員配布として既にお届けいたしておりますが、今定例会での執行部よりの説明を聞いた後に再度検討することとしております。

40号、41号については、議長預かりといたしました。

また、執行部より道路財源の安定確保に関する議会からの要望意見書提出の依頼がありました。この件につきましても、議会運営委員会で御審議をいただき、議長預かりといたしました。

続いて、系統議長会関係について、その状況を御報告いたします。

去る2月22日、山口市において山口県町議会議長会定例会が開催されました。20年度の事業計画及び関連予算について審議決定いたしましたところであります。本議長会も本年3月21日には美東町、秋芳町が美祢市と合併することから、9町から7町への削減となります。全国では、大分県の4町に次ぐ少ない組織体制となり、大変厳しい運営を強いられることになってまいります。専属職員1名の処遇を含め、持ち回り方式への転換を検討してまいりませう。議員各位におかれましては、御理解を賜りまして、今後なお一層御協力をお願い申し上げます。

次に、山口県離島振興町村議会議長会の定例会の決定事項について、県内4町のみであります。離島の生活条件等の面において本土との間に依然として著しい格差が存在していること

をかながみますと、本会の役割は重要であり、国、県への陳情・要望活動を積極的に展開するとともに、離島を抱える町が相互協力し、豊かな島づくりを推進していこうと誓い合ったところがあります。

次に、町人会関係ですが、1月20日の東京久賀クラブ総会へ平川敏郎議員が、また2月4日の関西橘町人会には中本博明議員、杉山藤雄議員が、2月24日の東京橘会へは安本貞敏議員が、それぞれ旧町出身の議員として各会へ御出席をいただきました。議会を代表され、町の最新の情報を届けられるとともに、旧交を温められましたことに敬意と感謝を申し上げますところでございます。大変御苦労さまでございました。

続いて、慶弔に関しまして、2月22日の山口県町議会議長会定例会において、今回自治功勞者の表彰が行われ、議員在職20年功績に対して土手正喜議員が、議員在職12年の功績に神岡光人議員が、そして全国議長会による特別表彰として、私、新山玄雄が表彰を受けました。既に御本人には伝達をさせていただきました。私ども身に余る光榮と存ずるとともに、今後ますますの精進を重ね、地域自治、地方自治の発展に努力してまいりたいと心新たにしているところでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### 日程第4．施政方針並びに議案説明

議長（新山 玄雄君） 日程第4、施政方針並びに議案の説明に入ります。

町長より施政方針並びに議案の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） 皆さん、おはようございます。本日は、平成20年第1回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙な折にもかかわらず御参集賜り厚くお礼を申し上げます。

平成20年度一般会計予算案を初め、各特別会計予算案並びに重要案件につきまして御審議をいただくに当たり、町政運営に望む私の所信並びに町政の基本方針の一端を申し上げ、町議会議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、町政運営の基本方針についてであります。地方分権改革は、機関委任事務の廃止を柱とした、平成12年の「地方分権一括法」の施行に始まり「地方税財政制度改革」、いわゆる三位一体の改革を経て平成18年12月に成立した「地方分権改革推進法」により第二期分権改革がスタートいたしました。昨年の11月には、地方分権改革推進委員会から「中間的な取りまとめ」が発表され、国による義務づけ、枠づけ、関与の徹底した廃止・縮小に踏み込むとともに、個別の行政分野についての改革の方向性を明確にするものであります。地方分権改革の具体的な内容が示されるのはこの春以降、順次行われる地方分権改革推進委員会の勧告においてであり

ます。その意味で、平成20年度は地方分権改革にとって真価の問われる年となります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（自治体財政健全化法案）が成立しましたが、この法律は現行の財政再建団体制度の50年ぶりの見直しであり、現行制度が「夕張市問題」に十分に機能しなかったことを踏まえ、その問題点を改善した制度であると考えられます。この法律が施行されることにより健全化判断比率を議会に報告し、公表が義務づけられることとなりますことから、今まで以上に地方公共団体の財政の健全化並びに公営企業の経営の健全化に厳しい目が向けられることとなります。

明治維新や戦後改革に次ぐ「第三の改革」とも言われる大きな変革期の中で「みずからの地域のことはみずからの地域で決定し、みずからが責任をもって魅力ある地域づくりを進めていく」という地域主権型の社会に対応した行政運営を確固なものとするため、これまで築き上げてきた行財政基盤を強固にし、将来にわたって持続可能なものとするのが大きな課題であります。

私は45年間の長きにわたり地方議会、地方行政に携わってまいりました。「21世紀は地方の時代」といわれ久しいところでありますが、今後は、これまで以上に地方自治体の果たす役割は重要となっていくと思われれます。明治以降日本においては、政府を中心とした中央集権型の国家システムが構築され、政府が強大なリーダーシップを発揮することで、日本社会の近代化を効率よく実現することができました。しかしながら、中央集権型システムが発足して140年がたち、制度疲労ばかりが目立ってきております。このため今後はさらに地方分権が進むと感じており、「第二期分権改革」で「地方が主役の国づくり」に向けた取り組みが図られる中、その中心を担うのは、政府ではなく地方自治体が主役であると考えております。そのためには、地方自治体の行財政能力のさらなるレベルアップが必要不可欠であり、旧態依然とした発想の仕方、仕事の進め方をまず変えなければ、それは達成できないであろうと確信いたしております。

これまでのように、「最終的には国がなんとかしてくれる、親方日の丸」的発想は捨てなければならぬのであり、その地域に住むだれもが、安心して豊かに暮らせる環境づくりを、自分たちの力でいかにして実現するのか。重い命題であり、これからの自治体は、前例踏襲主義を脱却し、より創造的に、よりスピーディーに、より低コストで仕事を完結させることができる組織に生まれ変わらなくてはならないと感じております。

このように地方自治体を取り巻く環境が大きく変貌する中で、その方向性をしっかりと見据え、周防大島町の心豊かな未来を築くため、本町の特性を生かしながら、持続的発展に向けた町政運営に全身全霊をもって取り組み、その成果を確実に時代に継承してまいりたい決意であります。

地方分権の大きな流れの中で、周防大島町は平成16年10月の合併から今年で4年目を迎えました。この間、私は町民の皆様の温かい御支援をいただきながら、新生周防大島町のかじ取り役を担ってまいりました。合併直後の非常に厳しい財政状況の中で、合併の効果を最大限に引き

出し、町民の皆様にも御負担をお願いするところもありましたが、将来にわたって、よりよい住民サービスを提供するためには、財政の健全化は避けて通れない道であり、ぜひとも御理解をお願いする次第であります。財政健全化への取り組みはまだまだ道半ばではありますが、その成果も徐々にあらわれつつあります。新年度には財政調整基金からの繰入金を削減し、町債発行額はピーク時から約40%減少して、町債残高も合併時より約20億円減少するとともに、基礎的財政収支も大幅な黒字となる見込みであり、今後とも「合併効果」や「行政改革大綱に基づく集中改革プラン」「財政健全化計画」に基づいた行財政改革にさらに積極的に取り組んでまいり所存であります。

これまで、財政の健全化を念頭に置きながら、旧町から引き継がれた懸案の事業で、新町建設計画に掲げる主要プロジェクトでもありました大島斎場、東和庁舎及び星野記念館、一般廃棄物最終処分場及びリサイクルセンター、和田地区、沖浦地区の下水道、町内全域へのブロードバンド環境の整備などが完成するとともに、生活交通体系の見直しとして、中国JRバスの撤退に伴う防長バスの参入と一般混乗による白木半島線へのスクールバスの運行等を開始することができました。

また、全戸に戸別受信機を備えた防災行政無線、大島病院の新築移転、東和中学校の耐震改築、県事業ではありますが防災センターの建設などに着手することができ、さらに町内の情島中学校を除く8中学校を平成21年4月に4中学校への統合の決定など多くの懸案事項を進めることができましたことは、議員各位並びに町民の皆様や関係各位の御理解と御支援のたまものであり深く感謝を申し上げる次第であります。

このように財政の健全化を念頭に置いた上で各事業を進めてまいりましたが、合併後4年目を迎えた今、その効果がようやく見え始めてまいりました。さらにこの流れを確実なものとするため平成20年度を合併調整の最終年度と位置づけるとともに、これまでは、旧町時代から取り組んでまいりました高齢者モデル居住圏構想を初めとする高齢者対策に重点をおき、医療、保健、福祉の充実に努めてまいりましたが、特に新年度からは少子化の進む周防大島町の未来を担う子供たちが自然豊かな環境の中ですくすくと成長できる施策、すなわち子育てへの支援を重点的に図ってまいります。

また、私の永年の政治理念であります町民こそまちづくりの主人公であるとの思いに立ち、行政だけでなく自治会等の住民団体、観光協会やNPO団体など地域の課題に取り組んでいただいている皆さん方の知恵をいただきながら新生周防大島町の町おこしを進めてまいりたいと考えております。重ねて御支援をお願いするものであります。

次に、予算編成の基本方針について申し上げます。

初めに国の予算についてであります。政府は、平成19年12月4日の閣議において、「平成20年度予算編成の基本方針」を決定しました。基本方針では、平成20年度予算において、政府一丸となって成長力の強化に取り組むとともに、歳出改革の努力を決してゆるめず、歳出のむだの排除を徹底するとともに「活力ある経済社会の実現」「地方の自立と再生」及び「国民が安心して暮らせる社会の実現」に重点おき、メリ張りのある予算配分を行うこととしています。

「地域の自立と再生」については、「地方再生戦略」に基づく施策や地域力再生機構の創設等の施策を推進するほか、地方がみずから考え、実行できる体制の整備に向けて、地方自治体に対する一層の権限委譲を行うこととし、国と地方の役割分担や国の関与のあり方の見直し等についても検討を進めることとしています。

予算の配分に当たっては、「公共事業関係費」については、平成19年度予算額から3%減じた額とすることを基本に厳しく抑制し「義務的経費」は自然増を放置することなく、制度、施策の抜本的な見直しを行い、歳出の抑制を図ることとしています。

地方財政については、国の取り組みと歩調を合わせて、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり、厳しく抑制を図るとともに、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保することとしています。

特に、法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方間の税源の偏在是正について、具体策を策定し、その格差の縮小を目指すこととしています。

このような中で編成された政府の平成20年度一般会計予算規模は前年度比0.2%増の83兆613億円となっております。税収が53兆5,540億円と小幅な伸びにとどまる中、歳入、歳出面において最大限の努力を行い新規国債発行額は25兆3,480億円にとどめ4年連続の減額となっております。

歳出では地方交付税交付金等は15兆6,136億円、4.6%の増加となっており、地方再生に必要な財源を確保するため、地方税の偏在是正効果を活用し、地方再生対策費4,000億円を創設するとともに、地方交付税の総額を3年ぶりに増額しております。

次に、地方財政についてでございますが、平成20年度の地方財政計画の総額は83兆4,014億円でございますが、特別枠である地方再生対策費4,000億円を除く地方歳出総額は、7年連続のマイナスとなるなど歳出改革路線が堅持されております。このうち歳入に占める一般財源は59兆8,858億円でございます。20年度の地方財政計画は、地方財政計画の規模の抑制に努めてもなお平成19年度に引き続き大幅な財源不足の状態にあります。地方財政の借入金残高は平成19年度末で199兆円と見込まれ、今後その償還負担が高水準で続くことにより財

政運営が圧迫されることが懸念されますことから、引き続き徹底した行政改革を推進するとともに、地方における財政需要の実態を地方財政計画に反映させ、地方交付税の一層の充実を図るよう今後とも国に強く要望してまいりたいと考えております。

次に、本町の新年度予算についてでございますが、このような国・地方を取り巻く情勢のもと、本町の財政も依然として厳しい状況ではありますが、合併後4年目を迎え、合併の効果と合併の真価が問われる中で、新年度予算編成に当たったところであります。

このたび提案いたします平成20年度各会計予算案は、「周防大島町総合計画」と合併時の「新町建設計画」の着実な推進に加え、社会環境の変化や新たなニーズにこたえていくことを念頭に置き、政策課題への確実な対応と財政の健全化の両立を目指し、その編成に全庁を挙げて取り組んでまいりました。また、予算編成におきましては各部において一般財源予算枠を提示し、各部において配分された枠の範囲内で予算原案を作成する枠配分方式での予算要求とするとともに、行政評価システムの評価結果に基づき厳しく事業の見直しを行ったところであります。

その結果、予算規模につきましては、一般会計で136億8,800万円、国民健康保険事業特別会計等9特別会計合わせて93億1,600万円、合計で230億400万円となりました。また、公営企業会計は収益定収入が43億500万円となっております。

一般会計では、対前年度比13%という大幅な減額予算となっておりますが、歳出では、合併前の旧町からの引き継ぎ事業がほぼ完了したことによる投資的経費の減額、議員定数の見直しや職員退職の不補充による人件費の減額、町債の償還経費であります公債費や各特別会計への繰り出し金であります諸支出金の減額によるものであります。

歳入では、町税や、地方交付税の伸びは見込めず、投資的経費の削減による国、県の支出金も減額となりますが、繰入金である財政調整基金や減債基金の取り崩しも36%削減し、町債も対前年比50%と大幅な減額となっております。

しかしながら、歳入のうち町税等の自主財源は全体の17.5%であり、依然として地方交付税や国、県支出金への依存財源が82.5%を占めるという脆弱な財政状況であります。財政健全化計画に沿って、基金からの繰り入れと、町債の発行を抑制した結果、プライマリーバランスにつきましても大幅な黒字となったところであります。このような合併効果や行政改革効果、さらには在日米軍再編交付金などを活用し、子育て支援を初めとする住民生活に密着した事業に重点化した予算としたところでありますので議員の皆さんの御理解と御支援を重ねてお願いする次第であります。

それでは、本日定例会に提案をいたしております諸議案につきまして御説明をいたします。

まず、議会の委任による専決処分の指定の範囲における専決処分を行いましたので、その内容について御報告をいたします。

報告第1号は、平成19年度特定環境保全公共下水道事業管路施設工事（中1工区）における工事請負変更契約について、報告第2号は、平成19年度仲町排水ポンプ室移設工事（土木・建築）における工事請負変更契約について、以上2件につきまして、それぞれ地方自治法第180条第1項の規定によりまして専決処分を行いました。

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。平成20年6月30日をもって任期満了となります人権擁護委員の候補者の推薦について、議会の御意見を求めるものでございます。

議案第1号は、平成20年度周防大島町一般計予算についてであります。

平成20年度予算編成に当たり、旧町からの引き継ぎ事業もほぼ完了したことから、合併調整の最終年度として位置づけ、加えて新しい地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されることを念頭に行政評価システムを活用し、施策、事業を厳しく精査をした上で、健全で安定的な財政基盤を確立し、限りある財源の効果的、効率的、重点的な配分を行いながら、地域特性を生かした子供から高齢者に至るまですべての町民が「元気・にこにこ・安心」で21世紀に羽ばたく先進の島が実現できるよう配慮した予算編成を行いました。

予算総額は歳入歳出予算それぞれ136億8,800万円となっており、前年度当初予算費20億5,300万円の減でマイナス13.0%となっております。

まず、歳入の主なものについてであります。町税が2.1%減の14億9,439万1,000円、地方譲与税が0.5%減の1億4,076万9,000円、地方交付税が0.1%減の77億円、使用料及び手数料が5.4%増の2億1,861万9,000円、国庫支出金が9.0%減の7億6,064万2,000円、県支出金が22.4%減の10億7,034万7,000円、繰入金が36.5%減の2億6,643万8,000円、諸収入が28.1%減の2億6,621万4,000円、町債が50.6%減の13億3,950万円であり、特に町債は環境センター、東和庁舎等の完成により、大幅な減となっております。

なお、歳入全体に占める町債依存度は9.8%、町債残高は年度末で242億1,472万2,000円になる見込みであります。

次に歳出についてであります。人件費は6.2%減の26億8,022万9,000円であり、平成19年度中に合計25名の職員が退職しますが新規採用を控えることに伴う減が主な要因であります。

公債費は3.9%減の28億909万9,000円、扶助費は1.1%減の11億4,229万円で、人件費、公債費、扶助費を合わせた義務的経費が4.4%減の66億3,161万8,000円、投資的経費につきましては、普通建設事業費が49.4%減の14億9,015万4,000円であり、

予算総額を大幅に縮減した予算編成であります。脆弱な財政基盤は依然として継続しております。したがって、新年度予算の収支の不足を補うために、財政調整基金を2億4,332万7,000円、減債基金を1,249万7,000円、ちびっ子医療費助成事業基金を1,061万4,000円、介護給付費準備基金4,382万6,000円取り崩すことで財源調整をしております。

なお、合併関連事業として県広域市町村合併支援特別交付金、合併特例債等を充当している主な事業は、議会中継配信システム整備、防災行政無線整備事業、東和中学校改築経費、大島病院新築移転繰り出し金であり、平成20年度の米軍再編にかかわる交付金関連事業としては、当初予算の中では防犯パトロール車購入、妊婦の一般検診の充実、町内小中学校等へのAED設置事業、全国瞬時警報システム整備、観光協会及び体育協会への補助金に充当する予定にしております。

その他の「元気・にこにこ・安心」のまちづくりに関連する諸事業につきましては、当初予算案の概要をお手元にお届けしておりますので、御高覧のほどお願い申し上げます。

議案第2号から議案第11号までは、平成20年度各特別会計予算及び企業会計予算に関するものでございます。

議案第2号は、平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

一般会計等から2億5,463万7,000円繰り入れ、歳入歳出それぞれ32億708万9,000円となっており、前年度当初予算比3億7,208万4,000円の減となっております。

議案第3号は、平成20年度後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

今年4月から運用開始されます後期高齢者医療制度に対して、新たに特別会計を設置して運用するものであり、一般会計から1億5,157万4,000円繰り入れ、歳入歳出それぞれ4億9,366万8,000円とするものであります。

議案第4号は、平成20年度周防大島町老人保健事業特別会計予算についてであります。

一般会計から5,141万7,000円繰り入れ、歳入歳出それぞれ6億2,041万8,000円となっており、前年度当初予算比41億2,962万5,000円の大幅減となっております。これは後期高齢者医療制度が開始されることによるものであります。

議案第5号は、平成20年度周防大島町介護保険事業特別計予算についてであります。

一般会計から5億1,674万5,000円繰り入れ、歳入歳出それぞれ29億9,052万6,000円となっており、前年度当初予算比3,269万円の増となっております。

議案第6号は、平成20年度周防大島町簡易水道事業特別計予算についてであります。

一般会計から5億3,785万円繰り入れ、歳入歳出それぞれ9億7,788万9,000円と

なっており、前年度当初予算比1,012万3,000円の減となっております。

議案第7号は、平成20年度周防大島町下水道事業特別会計予算についてであります。

一般会計から1億7,656万4,000円繰り入れ、歳入歳出それぞれ5億1,381万5,000円となっており、前年度当初予算比2,069万2,000円の減となっております。

議案第8号は、平成20年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

一般会計から1億6,252万7,000円繰り入れ、歳入歳出それぞれ3億9,217万8,000円となっており、前年度当初予算比4,946万4,000円の減となっております。

議案第9号は、平成20年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算についてであります。

一般会計から2,095万5,000円繰り入れ、歳入歳出それぞれ4,430万円となっており、前年度当初予算比59万1,000円の減となっております。

議案第10号は、平成20年度周防大島町渡船事業特別会計予算についてであります。一般会計から1,032万5,000円繰り入れ、歳入歳出それぞれ7,656万5,000円となっており、前年度当初予算比77万5,000円の減となっております。

議案第11号は、平成20年度周防大島町公営企業局企業会計予算についてであります。

それぞれ施設の業務の予定量を見込み、収益的収入予算については総額を43億546万1,000円、支出は総額を42億8,699万2,000円とし、資本的収入予算については総額を17億6,490万円、支出は総額を22億5,885万6,000円とするものであります。

議案第12号から議案第21号までは、平成19年度の各会計に係わる補正予算に関するものでございます。いずれも財源の確定見込みや、事業の最終見込みによる所用の補正を行うものでございます。

議案第12号は、平成19年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3億9,291万8,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ147億9,678万7,000円とするものであります。

議案第13号は、平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額へ、歳入歳出それぞれ4,423万8,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ38億1,368万9,000円とするものであります。

議案第14号は、平成19年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額へ、歳入歳出それぞれ1億130万円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ49億6,037万円とするものであります。

議案第15号は、平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

であります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9,277万2,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ29億5,560万1,000円とするものであります。

議案第16号は、平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額へ、歳入歳出それぞれ6,083万9,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ10億6,601万8,000円とするものであります。

議案第17号は、平成19年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,077万7,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ5億2,517万1,000円とするものであります。

議案第18号は、平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,210万2,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ4億1,865万1,000円とするものであります。

議案第19号は、平成19年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ323万8,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ4,165万3,000円とするものであります。

議案第20号は、平成19年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ120万7,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ7,734万2,000円とするものであります。

議案第21号は、平成19年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第3号)についてであります。

各施設の1月までの実績と今後の業務見込みにより補正するもので、収益的収入予算については既決予算額に1,922万3,000円増額し、総額を42億4,173万1,000円、支出については2,844万2,000円増額し、総額を42億4,160万5,000円とし、資本的収入予算については既決予定額から1億8,520万円減額し、総額を2億7,140万円、支出については1億8,199万7,000円減額し、総額を12億6,660万1,000円とするものであります。

議案第22号は、周防大島町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法の一部が改正され、地方公務員の資質の向上に資するため自己啓発等休業制度が導入されたことに伴い、本町においても必要な条例を制定しようとするものであります。

議案第 2 3 号は、周防大島町後期高齢者医療に関する条例の制定についてであります。

今年 4 月から後期高齢者医療制度が運用開始されますが、それに伴い本町が行う事務等について条例を制定しようとするものであります。

議案第 2 4 号は、周防大島町行政組織条例の一部改正についてであります。

後期高齢者医療に関する事務を健康福祉部において分掌するため、行政組織条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 2 5 号は、周防大島町渡船設置及び運営に関する条例の一部改正についてでございます。

町内の離島航路のうち久賀・前島航路において臨時運航を開始するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 2 6 号は、周防大島町職員の育児休業等に関する条例及び周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてであります。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、本町においても同様の制度を導入し関係条例を整備するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 2 7 号は、周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてであります。

地球温暖化対策のために地域協議会を設置し、新たに報酬及び費用弁償を支給することによる条例の一部改正、その他に事業等が完了し委員としての職務が終了したことに伴う削減により、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 2 8 号は、周防大島町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてでございます。

合併後、既に 3 年を経過したところでありますが、依然として厳しい町の財政状況にあるため、他の特別職の理解もいただきましたので、今年 4 月から 10 月までの 7 カ月間、町長の給料月額を 10%、その他特別職は 5%削減する条例を提出するものであります。

議案第 2 9 号は、周防大島町特別会計条例の一部改正についてであります。

後期高齢者医療事業を行うに当たり特別会計を設置するため、特別会計条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 3 0 号は、周防大島町手数料徴収条例の一部改正についてであります。

今年 4 月から権限委譲による山口県屋外広告物等許可申請事務を受けることになり、この申請にかかる手数料を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 3 1 号は、周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正についてであります。

学校教育法等の一部を改正する法律など教育三法が成立し公布されたため、学校教育法の改正に伴う条番号の整合を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第32号は、周防大島町国民健康保険条例の一部改正についてであります。

山口県後期高齢者医療広域連合において葬祭費の額が定められましたので、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第33号は、周防大島町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。

国においては、税制改正に伴う介護保険料の激減緩和措置を平成20年度においても継続してできるよう措置したところであり、本町においても同様な措置を講じるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第34号は、周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正についてであります。

家房・出井地区の沖浦東地区農業集落排水事業が完了したことに伴い、処理場の名称及び処理区域等を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第35号から議案第37号までの3議案は、地域住民が地域特産物の開発や交流活動を促進するための施設における使用料金を統一するための条例の一部改正であります。

議案第35号は、周防大島町立橘ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第36号は、周防大島町産地形成促進施設設置条例の一部改正について、議案第37号は、周防大島町農産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

議案第38号は、周防大島町営大島駐車場条例の一部改正についてであります。

小松地内の南町駐車場については、所期の目的を達成したため廃止し、借地を所有者の方に返還することで合意が得られましたので、同駐車場を廃止するため条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第39号は、周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。

今月をもって産婦人科部長が退職し、後任人事の手立てが当面できないことになり、診療科目から削除するため条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第40号は、周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更についてであります。

本計画の事業内容に新たな事業を追加し、計画変更をするものであります。

議案第41号から議案第45号までの5議案は、指定管理者の指定についてであります。

本町の一部の公の施設について指定管理者を指定して運用を行うものであります。この施設は現在管理をしている団体を引き続き非公募により指定しようとするものであります。

議案第41号は、油宇集会施設の指定管理者の指定について、議案第42号は、小泊集会施設の指定管理者の指定について、議案第43号は、むつみ荘の指定管理者の指定について、議案第

44号は、周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について、議案第45号は、周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について。

議案第46号は、平成19年度三浦漁港整備工事（第2工区）の請負契約の締結についてであります。

指名競争入札の結果、柳井市伊保庄の井森工業株式会社が落札いたしましたので、この業者と工事請負契約を締結するために議会の議決をお願いするものであります。

この際、報告事項がありますので御報告を申し上げますが、行政事務の効率化と集中改革プラン等に基づきまして、4月1日付で組織機構の改革を行うことを予定しておりますのでございます。

まず、7つの出張所のうち職員2名体制の出張所は、正規職員1名と臨時職員1名の体制とし、1名体制の出張所は現行のままとし、来年度の総合支所改革にあわせまして見直しを検討いたします。

次に、合併当初に設置をした政策企画課総合政策班につきましては、所期の目的を達成し、所管をしておりました業務をそれぞれ該当する課に振り分けて所掌することで業務推進ができるとして廃止をいたします。

次に、健康福祉部の改革につきましては、介護保険課へ健康増進課にあった地域包括支援センターを移しまして、新たに介護予防班を設置し、既設の介護保険班とあわせまして3班の体制といたします。

次に、健康増進課に医療保険班を新設いたしまして、健康づくり班との2班体制といたします。このことによりまして、医療保険課を廃止することになります。

次に、大島、久賀、東和の3カ所で運営をしておりました保健センターの保健師を橋に配置をし、これらのセンターには相談業務に応じるため、久賀、東和は週のうち1回、大島は3回ほど保健師を駐在させることにしております。また、大島子育て支援センターは廃止をいたしまして、福祉課のうちに子育て支援センターを2名体制とすることにいたします。この健康福祉部の再編につきましては、特定の健康診査や特定の保健指導、介護予防等に対応する体制の整備によるものでございます。

以上が主な組織機構改革の概要でございますけれども、今後とも事務の効率化を進める上から、さらに改革を進めていく所存でありますので、議員各位の御理解と御指導を賜りたいとお願いをする次第でございます。

次に、昨年3月に蒲野中学校の屋上に航空機の騒音自動測定装置が設置をされ、岩国飛行場周辺の航空機の騒音状況が中国四国防衛局のホームページに掲載されておりますが、このほどかねてから要望しておりました浮島地区にも設置をされることとなりました。場所は浮島小学校の屋上で、今月17日から19日までの間に設置をすると防衛局からの連絡がありましたので御報告

を申し上げます。設置が完了いたしましたら、三蒲地区と浮島地区の航空機騒音状況がホームページに公開されますので、その状況を見守っていただきたいと思います。参考までに、昨年設置をいたしました三蒲地区の状況は、月平均のダブル値で一番高い数値を示したのは4月の68.4となっております。

次に、周防大島町出身のスポーツ選手の活躍についてであります。まずサッカーの鹿島アントラーズ所属の岩政大樹選手についてであります。1月の初めに大島に帰省をされまして、役場に表敬訪問をいただきまして、岩政選手は横見の出身で、このたびサッカーワールドカップの日本代表候補に招集されたところであります。昨年に続きまして長浦スポーツ海浜スクエアで子供たちを対象といたしましてサッカー教室を開催いたしました。サッカーの楽しさを教えていただきました。

強靱で恵まれた体格を持つ大型センターバックでありますので、私どもも大いにその得点力に期待を寄せておる次第でございます。昨年はJリーグタイ記録となるディフェンダーとしての4試合連続ゴールを決めるなど、将来有望なサッカー選手であります。けがをしないように活躍されますよう、こころからお祈りをする次第でございます。

次に、マラソンの嶋原清子選手であります。嶋原選手は小松開作の出身でございます。昨年開催されました世界陸上大阪大会の女子マラソンで6位に入賞されました。嶋原選手を文化センターの巨大スクリーンに映し出して応援をするイベントも開催をされたところであります。9月には役場を訪問されたわけございまして、大変小柄な選手でございます。42キロの長い距離を走るとはとても思えないほどの体格でありましたが、北京オリンピックに向けての熱い意欲をお聞きいたしましたところでございます。

オリンピックの女子マラソン日本代表は、あと1つの枠が残っておると言われております。明後に3月9日に開催をされます名古屋国際女子マラソンで、好タイムで上位に入った選手がオリンピック選手の条件を得るということになっておりますので、私どもも大いに力走を期待しておるわけでございます。皆さん方もテレビで応援をしていただきたいと思います。お待ちしております。

このように本町出身で、日本を代表するようなスポーツ選手が2人もいるということで、小中学生や高校生に与えるインパクトも大変大きなものがあるかというふうに思っております。何事も努力をすれば夢も希望も叶うということで、いい手本になるというふうに思っておりますので、今後とも皆さん方におかれまして、お二人の優秀なる人材があらわれたということで、大いに声援を送っていただきたいと思いますというふうに思っております。

以上が、議案等の概要につきましての御説明でございますが、詳しくは提案の都度私なり関係参加が御説明申し上げますので、何とぞ慎重御審議の上御議決を賜りますようよろしくお願いをいたしまして終わります。

議長（新山 玄雄君） お疲れさまでした。

それでは、暫時休憩をいたします。 11時まで休憩をいたします。

午前10時44分休憩

午前11時00分

〔全員協議会〕

午前11時42分再開

議長（新山 玄雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5．報告第1号

日程第6．報告第2号

議長（新山 玄雄君） 日程第5、報告第1号及び日程第6、報告第2号の専決処分の報告について一括して執行部の報告を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） それでは、報告第1号専決処分の報告についてであります。

平成19年度特定環境保全公共下水道事業管路施設工事（中1工区）における開削工の管路布設工におきまして、現地精査及び管路布設工の変更に伴う変更、路線減によります変更、また土工、路盤工、水道仮設工及び安全対策費の追加による変更を行いまして、当初契約額7,035万円に483万3,150円を増額した7,518万3,150円とする請負変更契約。

次に、報告第2号でございますが、平成19年度の仲町排水ポンプ室移設工事、土木、建築工事の関係でございますが、工事の進捗に伴いまして土木工事部分の工事変更に伴う増減及び建築工事部分における扉や換気扇の変更工事が発生したため、当初の契約額5,092万5,000円に42万2,100円を増額した5,134万7,100円とする請負変更契約。

1号、2号ともに地方自治法第180条第1項の規定に基づき指定された専決処分事項により専決処分を行いましたので、これを報告するものであります。

議長（新山 玄雄君） 以上で執行部の報告を終了します。

日程第7．諮問第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第7、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） 本案は諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求

めるものでございます。

平成20年6月30日をもちまして任期満了となります現委員の古田紹雄氏は、人格識見ともに高く、地域社会の実情にも精通をしておられます。人権擁護につきましても深く理解をされ、広く地域においても活躍をされておられると認めます。

私といたしましては、同氏を引き続きまして人権擁護委員に推薦をしたいと存じますので、議会の御意見を承りたいというふうに思っております。終わります。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては古田紹雄氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦は古田紹雄氏を適任とすることに決定しました。

次は、ちょっと長くなりますので、暫時休憩をします。1時まで休憩します。

午前11時46分休憩

午後1時00分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第8．議案第12号

議長（新山 玄雄君） 日程第8、議案第12号平成19年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 議案第12号平成19年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）につきまして補足説明をいたします。

補正予算書の1ページであります。今回の補正は第1条のとおり既定の歳入歳出予算から3億9,132万円を減額し、予算の総額を147億9,838万5,000円とするものであります。

第2条におきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる繰越明許費について、8ページの第2表のとおり、その限度額を定めるものであります。また第3条によりまして、9ページの第3表のとおり地方債の補正を行うものであります。

それでは、補正予算事項別明細書によりまして歳入歳出予算の概要を御説明いたしますが、今

回の補正予算は一般会計、特別会計をあわせ、事務事業の確定見込みによる調整が主なものであります。

13ページをお開き願います。歳入についてであります。6款地方消費税交付金は、交付見込みによりまして1,500万円を減額するものであります。10款の交通安全対策特別交付金につきましても、交付見込みによる減額であります。11款の分担金及び負担金1項分担金は、単県農山漁村整備事業等事業完了に伴う分担金の調整であります。2項の負担金のうち児童福祉費負担金は、私立保育所入所者の減に伴う減額調整であります。

14ページになります。12款の使用料及び手数料1項使用料は、各施設の使用量の調整であります。3目の衛生使用料は、大島斎場の通夜、葬儀の使用回数が当初見込みより多かったことによる増額であります。5目の商工使用料においては、竜崎温泉においては入浴料の減というものはあるものの、星野哲郎記念館の入館料は大幅な増となっております。2項の手数料は、廃家電収集手数料の減が主なものであります。

15ページの13款国庫支出金1項国庫負担金につきましては、障害者自立支援給付費負担金、児童手当費負担金を減額しております。いずれも実績に伴う調整であります。

16ページになります。2項の国庫補助金は、各事業の確定見込みに伴う補助金の調整であります。総務費国庫補助金は防災行政無線整備にかかわる防衛施設周辺の民生安定施設整備事業補助金の追加割り当て内示がありましたので、追加補正をするものであります。

17ページの14款県支出金1項県負担金は、国庫負担金と同様に障害福祉費負担金及び児童手当負担金の調整が主なものであります。

18ページになります。2項の県補助金につきましても各事業の確定見込みに伴う調整により、広域市町村合併支援特別交付金、やまぐちの多彩な園芸産地育成事業補助金、元気な地域づくり交付金、広域水産物供給基盤整備事業補助金などを減額するものであります。

19ページの3項県委託金は、参議院議員選挙委託金の交付決定によりまして1,853万円を減額するとともに、4月27日執行予定の衆議院議員補欠選挙にかかわる準備経費として80万円を新たに計上いたしました。

20ページになります。15款の財産収入1項財産運用収入は、金利上昇に伴う各基金利子の調整であります。2項の財産売り払い収入は、星野哲郎記念館前の国道拡幅用地として並びに平野郵便局舎用地として、それぞれ町有地を売却いたしましたので、この売却収入の計上であります。

21ページの17款1項基金繰入金は、財政調整基金の取り崩しを1億5,702万9,000円減額するものであります。

次に、22ページになります。19款の諸収入につきましても、最終の調整であります。新

市町村振興宝くじ交付金、建設残土処理場使用料、片添ヶ浜施設使用料、星野哲郎記念館土産品売りさばき料などを追加し、ごみ収集袋代、仲町ポンプ室移設にかかわる国道437号用地補償費などを減額するものであります。

23ページの20款町債につきましては、各事業の確定見込みに伴い、その財源として充当予定の各町債を調整するとともに、12月議会で御説明をいたしました高金利の町債について補償金免除による繰り上げ償還が承認されましたので、その財源としての借りかえ債を5,920万円計上いたしました。

25ページから歳出になります。歳出につきましても事務事業の確定見込みによる調整が主なものであります。

まず、1款議会費につきましては、費用弁償、議会広報印刷経費、議事録作成委託料等の減額調整であります。

2款総務費1項総務管理費のうち1目一般管理費は、職員人件費の時間外勤務手当を実績により1,000万円の減額するとともに、早期退職にかかわる退職手当組合特別負担金を追加計上しております。

また、26ページの一般行政経費、東和庁舎等建設事業費などにつきましては、決算見込みあるいは入札減等による減額補正であります。

27ページの2目文書広報費は、防災行政無線整備事業におきまして補助金の追加割り当て内示がありましたので、工事請負費1,480万6,000円を追加し、本年度分の事業費を調整するものであります。

次に、28ページになります。5目の財産管理費の基金管理経費におきましては、金利上昇に伴う各基金への利子の積み立てを計上いたしました。7目の支所及び出張諸費、29ページの8目電子計算費、9目地域振興費、2項徴税费につきましても最終調整であります。

次に、30ページになります。4項の選挙費では、参議院議員選挙経費を1,853万円減額しておりますが、投票区の見直し、ポスター掲示場の設置数の見直しによるものであります。また、4月27日執行予定の衆議院議員補欠選挙経費として80万円を追加計上しております。

32ページでございますが、5項統計調査費も最終の調整であります。

また、33ページからの3款民生費になります。1項の社会福祉費1目社会福祉総務費では、平成20年度から小学校6年生までの医療費を無料化することとしておりますが、これに伴うシステム改修経費を63万6,000円計上いたしました。2目の障害福祉費は2,330万4,000円の減額補正であります。障害者地域生活支援事業、障害者自立支援給付費事業、いずれもサービス給付費等の利用実績による減額であります。

次に、35ページであります。3目の老人福祉費につきましても各サービス、助成事業の利用

者の減等によります減額補正が主なものであります。

36ページになりますが、5目介護保険対策費は88万8,000円の追加計上であります。後期高齢者医療制度に伴う介護保険システムの改修経費の追加計上であります。2項の児童福祉費につきましても児童手当事業の対象者の減、私立保育所入所者の減による減額補正であります。

38ページになります。4款の衛生費1項保健衛生費につきましても同様に事務事業の確定見込みによる調整が主なものであります。県後期高齢者医療広域連合事業におきまして、自己負担額の激変緩和措置にかかわるシステム改修経費といたしまして141万8,000円を追加計上しております。

39ページの2目予防費の老人保健事業におきましては、基本健診の受診者が当初見込みによりふえたことに伴い、基本健診委託料を147万1,000円計上しております。

40ページでございますが、3目の環境衛生総務費も合併浄化槽設置補助の確定見込みによる減額補正が主なものであります。

41ページからの2項清掃費につきましても人件費の調整とじん芥処理経費のごみ袋購入にかかわる入札減、ごみ収集量の減、水質検査の入札減、一般廃棄物処理施設建設事業の工事備品購入における入札減によりまして1,603万1,000円の減額補正であります。

次に、42ページでございますが、3目のし尿処理費も38万3,000円の減額補正であります。汚泥の量の増により脱水汚泥運搬堆肥化にかかわる委託料は85万円の増額となっております。

続いて、5款農林水産業費になります。1項農業費3目農業振興費は、被害防止施設緊急整備事業補助金等の事業確定に見込みによりまして2,365万7,000円を減額しております。

43ページになります。5目農地費でございますが、これは団体営ため池等整備事業及び単県農山漁村整備事業の工事請負費、県営農業基盤整備事業の広域農道整備事業負担金、元気な地域づくり交付金事業の工事請負費などを入札減等の理由により減額するものであります。なお、元気な地域づくり交付金事業につきましては、平成19年度、20年度の2カ年で事業実施を計画しておりましたが、本年度の予算ですべての事業が完了の予定となります。

次に、45ページになります。2項の林業費は有害鳥獣捕獲事業において、イノシシの捕獲頭数は増加しているものの、タヌキの減によりまして165万円の減額補正であります。3項水産業費につきましても入札減等による事業確定見込みによる調整が主なもので1,455万9,000円の減額となっております。港整備交付金事業において和田地区の埋め立て免許申請にかかわる測量設計委託料を48万3,000円追加しております。

次に、47ページからであります。6款の商工費におきましても事業確定見込みによる調整であります。中小企業勤労者小口資金貸付金の189万円の減額、交通対策事業における安下庄

線ノンステップバス導入補助金は、国の補助率の増による1,020万円の減額、生活交通路線維持負担金は実績により368万8,000円の増額、また廃止バス路線代替運行補助金につきましては250万1,000円の減額であります。ウィンドパーク管理運営経費は94万円、竜崎温泉管理運営経費は256万1,000円の減額補正であります。指定管理回数券利用負担金は80万8,000円を追加しております。長浦スポーツ滞在型施設管理運営経費も16万3,000円の減額補正であります。

次に、50ページになります。3目の観光費のうち観光一般経費におきまして、片添ヶ浜海浜公園施設管理委託料を100万円追加計上しておりますが、利用料収入の増に伴う追加であります。星野哲郎記念館管理運営経費も実績に伴い214万2,000円を減額しております。

51ページから56ページまでかかりますけれども、7款の土木費では入札減や事業内容の年度間調整に伴う原石山管理事業、道路新設改良事業、河川施設管理事業の工事請負費の減、道路、河川、港湾、都市計画にかかわるそれぞれの県事業負担金の減、住宅費の職員人件費の調整が主なものでありまして、総額で1億3,029万9,000円の減額補正であります。

次にページは飛びますが56ページでございます。8款の消防費におきましては、県防災行政無線整備事業の負担金の減と、洪水、高潮、ハザードマップ整備について外部委託による作成を計画しておりましたが、県の実施したデータを活用することにより作成が可能となりましたので、この委託料を減額するとともに、作成可能なエリアが拡大したことから印刷製本費を増額するものであります。

57ページからの9款教育費におきましては、小学校費及び中学校費で修繕費、工事請負費、備品購入費等を増額しております。各学校における施設等を改修するための補正であります。また、宮本常一副読本作成にかかわる印刷製本費、スクールバス白木線運行委託料、東和中学校改築にかかわる耐力度調査、基本設計委託料を入札減によりそれぞれ減額しております。

次に、60ページでございます。4項の社会教育費、63ページからの5項保健体育費につきましても人件費と事務事業の確定見込みによる調整を行っております。

64ページからは10款災害復旧費の補正であります。入札減等による減額補正となります。

65ページの11款公債費は補償金免除による繰り上げ償還の本年度分として承認されました5,966万2,000円に加え、住宅新築資金貸付金の繰り上げ償還分180万6,000円をあわせて計上しております。

12款の諸支出金は特別会計への補正予算に対応した各特別会計への繰り出し金の調整で7,990万8,000円の減額であります。

それでは、補正予算書の8ページに戻っていただきたいと思っております。第2表の繰越明許費について御説明いたします。いずれの事業も年度内完成が困難であり、関係機関と協議の結果、翌年

度に繰り越して実施することとなりましたので、その限度額を第2表のとおり定めるものであります。

9ページは地方債の補正であります。第3表のとおり繰り上げ償還にかかわる借りかえ債を追加するとともに、各起債の限度額を補正するものであります。

以上が、議案第12号平成19年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）の概要でございます。慎重御審議いただきまして、御議決いただきますようお願い申し上げます。補足説明を終わります。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりました。

本案件については、会期中の次の本会議において審議したいと思います。

日程第9．議案第13号

日程第10．議案第14号

日程第11．議案第15号

日程第12．議案第16号

日程第13．議案第17号

日程第14．議案第18号

日程第15．議案第19号

日程第16．議案第20号

議長（新山 玄雄君） 日程第9、議案第13号平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）から日程第16、議案第20号平成19年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）までの8議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） それでは、補正予算書の67ページをお願いいたします。

議案第13号平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきまして補足説明を行います。

本文で、既定の歳入歳出予算の総額に4,423万8,000円を追加し、総額を38億1,368万9,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書73ページをお願いいたします。歳入であります。3款の国庫支出金では、1項の国庫負担金1目療養給付費負担金は、変更申請により3,611万5,000円の減額、2目の高額医療費共同事業負担金は、決定により80万8,000円の増額、2項の国庫補助金1目の財政調整交付金を推計により119万円減額いたします。4款の療養給付費等交付金は推計により987万6,000円増額いたします。

74ページをお願いいたします。5款の県支出金では、高額医療費共同事業負担金の決定により80万8,000円を増額いたします。6款の共同事業交付金では、確定により高額医療費共同事業交付金を96万5,000円減額、保険財政共同安定化事業交付金を7,100万8,000円増額いたします。

75ページをお願いいたします。8款の繰入金では、一般会計からの繰入金で職員給与費等繰入金を8万9,000円減額いたします。

それでは、77ページ歳出であります。1款の総務費は職員人件費として8万9,000円減額いたします。2款の保険給付費では5,000万円を増額いたします。これは12月までの医療費から推計して保険給付費を算定したもので、一般被保険者療養給付費を1,000万円、退職被保険者等療養給付費を3,000万円、78ページになりますが、一般被保険者高額療養費を1,000万円増額いたします。

続きまして、79ページです。5款の共同事業拠出金は確定によりまして、高額医療費拠出金を323万2,000円増額、保険財政共同安定化事業拠出金を781万2,000円減額いたします。

次に、80ページになります。10款の予備費を119万円減額して財源調整を行っております。

以上が、平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の補足説明であります。

続きまして、予算書の81ページをお願いいたします。議案第14号平成19年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)につきまして補足説明を行います。

本文中、既定の歳入歳出予算の総額に1億130万円を追加し、総額を49億6,037万円とするものであります。

それでは、事項別明細書87ページをお願いいたします。歳入であります。1款の支払い基金交付金では、老人医療給付費に対する社会保険診療報酬支払い基金からの医療費交付金を5,050万円、審査支払手数料交付金を30万円増額いたします。2款の国庫支出金では、医療費負担金3,366万6,000円を増額いたします。3款の県支出金でも医療費負担金841万7,000円を増額いたします。

88ページになります。4款の繰入金では、町の負担分として841万7,000円を一般会計からの繰り入れを増額いたします。

次に、89ページ歳出であります。1款の医療諸費では、12月までの医療費を推計し、医療給付費の伸びが見込まれることから1億1,600万円を増額し、補装具や柔道整復等の医療費支給費を1,500万円減額し、審査支払い手数料を30万円増額いたします。

以上が、平成19年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明であります。

続きまして、補正予算書の91ページをお願いいたします。議案第15号平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明を行います。

今回の補正は、12月までのサービス利用実績から推計しました年間の保険給付費の減額が主なものであります。

それでは本文で、既定の歳入歳出予算の総額から9,277万2,000円を減額し、総額を29億5,560万1,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書97ページをお願いいたします。歳入であります。1款の保険料では222万3,000円を増額いたします。調定額によりまして、現年度分特別徴収保険料を718万5,000円増額、現年度分普通徴収保険料を496万2,000円減額いたします。3款の国庫支出金1項の国庫負担金では、介護給付費の推計による居宅分25%、施設分20%の介護給付費負担金2,275万3,000円の減額であります。

98ページになります。2項の国庫補助金では、調整交付金と地域支援事業の実績見込みにより1,008万3,000円の減額であります。4款の支払い基金交付金では、社会保険診療報酬支払い基金からの交付見込みによりまして2,910万7,000円減額いたします。5款の県支出金1項の県負担金では、介護給付費の推計による居宅分12.5%、施設分17.5%の介護給付費負担金1,082万2,000円の減額であります。

99ページになります。2項の県補助金では、地域支援事業の実績見込みにより14万2,000円の減額であります。7款の繰入金では1,787万円を減額いたします。1項の他会計繰入金では、介護給付費繰入金で1,050万4,000円、地域支援事業繰入金で10万5,000円、その他一般会計繰入金で368万8,000円を減額いたします。

100ページになります。2項の基金繰入金では、給付費の見込みにより介護給付費準備基金繰入金を357万3,000円減額いたします。9款の諸収入は介護予防サービスのサービス計画の減少などで446万3,000円を減額いたします。

次に、101ページ歳出であります。1款の総務費では介護認定審査会開催日数や主治医意見書作成件数などの減少で247万9,000円を減額いたします。

102ページになります。2款の保険給付費1項のサービス諸費では8,912万4,000円を減額いたします。サービス給付費の減額が見込まれますので、介護サービス等給付費で2,080万円、介護予防サービス等給付費で6,832万4,000円の減額であります。

次に、104ページをお願いいたします。3項の高額サービス費では、見込みにより520万円を増額いたします。4項の特定入所者サービス費は財源組み替えであります。

105ページをお願いいたします。5款の地域支援事業1項の介護予防事業は、利用者の減により215万2,000円の減額、2項の包括支援事業、任意事業も事業実績見込みにより261万7,000円の減額であります。

106ページになります。6款の介護予防支援事業は、ケアプラン作成件数の減少により175万5,000円を減額いたします。

以上が、平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の補足説明であります。私からは以上であります。

議長(新山 玄雄君) 村田環境生活部長。

環境生活部長(村田 章文君) それでは、私からは、議案第16号平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)から議案第19号平成19年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)までについて補足説明をさせていただきます。

補正予算議案つづりの107ページをお願いいたします。まず、議案第16号平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

今回の補正は、第1条のとおり既定の歳入歳出予算に6,083万9,000円を追加し、予算の総額を10億6,601万8,000円とするものであります。また、第2条のとおり地方債の追加、変更をしようとするものでございます。

事項別明細書の115ページをお願いいたします。歳入についてでございますが、1款の負担金につきましては、新規加入者が例年に比較し減少したことによる減額であります。2款使用料の1,200万円減額につきましては、使用料の改正に伴い、今年度は対前年比14%程度の増収を見込んでおりましたが、改正前は休診料として月当たり300円をいただいておりますが、改正により無料といたしました。そのことに伴うものかどうか不明でございますが、昨年度末までの累計で1,300件余りの休診があり、そのことによる影響額が約500万円、利用者数の減少と有収水量の減少による影響額が700万円という状況でございます。今年度の現在までの状況といたしましては、対前年比12%程度の増という状況でございます。

次、116ページになりますが、町債につきましては簡易水道事業債の借りがえがその主なものでございます。

117ページからが歳出になります。1款簡易水道費1項事務費については、人件費の調整でございます。2項事業費については、1目維持管理費において国道改良に伴う布設がえ経費として修繕費を101万9,000円計上し、委託料、工事費において事業費の確定による減額をいたしております。

118ページの2目施設費については、事業費の確定に伴う減額でございます。2款公債費については、借りがえに伴う償還金でございます。

次に、議案第17号平成19年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

121ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から1,077万7,000円を減額し、予算の総額を5億2,517万1,000とするとともに、第2条において地方債の補正を行うものでございます。

事項別明細書129ページをお願いいたします。1款の負担金につきましては、全期全納者の増及び滞納分を含め336万9,000円の追加計上、2款の使用料については、下水接続者、利用者の増によるものでございます。6款町債については、事業費の確定に伴う調整でございます。

次、歳出でございますが、131ページをお願いいたします。1款公共下水費1項事務費については、人件費の調整でございます。2項事業費の需用費251万1,000円の追加計上につきましては、歳入で使用料の増額を申しましたように、処理量の増加に伴う薬剤費が主なものでございます。

132ページの委託料につきましては、入札結果に伴う減額でございます。2目公共下水道事業費につきましては、事業費の確定による所要の調整でございます。

続きまして、議案第18号は平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてになります。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から2,210万2,000円を減額し、予算の総額を4億1,865万1,000円とするとともに、第2条において地方債の補正を行うものでございます。

事項別明細書143ページをお願いいたします。歳入につきましては、1款の負担金について、全納者の増及び空き家、また空き土地等については、当初において猶予制度を利用されると思込んでおりましたが、相当数の方が全期全納されたことによる増額でございます。2款の使用料については、利用者の増によるものでございます。

144ページ、6款町債につきましては需用費の確定に伴う調整でございます。

続きまして、議案第19号平成19年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

147ページになります。今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から323万8,000円を減額し、予算の総額を4,165万3,000円とするとともに、第2条において地方債の補正を行うものでございます。

事項別明細書155ページをお願いいたします。歳入については、事業費の確定に伴う町債及び繰入金の調整でございます。

156ページの歳出につきましては、1目維持管理費において、入札減に伴う調整、2目漁業集落排水事業については、事業費の確定による調整でございます。

以上、議案第16号から19号までの説明とさせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） それでは、議案第20号平成19年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をいたします。

補正予算書の157ページをお開き願います。第1条におきまして、既定の歳入歳出予算から120万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,734万2,000円とするものであります。

その概要につきましては、事項別明細書164ページであります。1款の事業費2項事業費におきまして、人件費の調整を行うとともに、情島航路運航費において勤務態勢の見直しにより賃金を減額するものであります。これに伴いまして、歳入において一般会計からの繰入金を120万7,000円減額し、財源調整を行うものであります。

以上が、議案第20号平成19年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）についての概要であります。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりました。

議案第13号から議案第20号までの8議案を会期中の次の本会議において審議したいと思います。

次に移ります。

#### 日程第17．議案第21号

議長（新山 玄雄君） 平成19年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第3号）を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 議案第21号平成19年周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第3号）の補足説明を申し上げます。

お手元の平成19年度周防大島町公営企業局補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思っております。第2条の業務量、第3条の収益的収入及び支出につきましては、12月末までの実績に基づきまして算出しております。

次に、4ページをお願いいたします。第4条の資本的収入及び支出でございますが、入札減や大島病院移転新築の年割の変更に伴いまして補正しております。第5条の継続費、第6条の企業債につきましては、第4条で御説明申し上げましたが、入札減等の支出額の確定に基づきまして

補正しております。第7条の議会の議決を得なければ流用することができない経費でございますが、給与費は職員退職に伴いまして減額となり、公債費は案分率に伴います変更で金額の増減はございません。

次に、6ページをお願いいたします。第8条の他会計からの補助金でございますが、交付税額の確定に伴いまして補正をしております。第9条の棚卸資産購入限度額につきましても、業務量と同様に12月実績に基づきまして算出しております。第10条の重要な資産の取得及び処分につきましては、処分する資産2品目を計上しております。附属資料といたしまして、8ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。なお、当年度純利益は25ページの平成19年度周防大島町公営企業局事業予定貸借対照表のとおり4,726万2,000円の赤字を見込んでおります。

以上が、平成19年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第3号)の内容でございます。どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わらせていただきます。

議長(新山 玄雄君) 説明が終わりました。

本案件については、会期中の次の本会議において審議したいと思います。

#### 日程第18・議案第22号

議長(新山 玄雄君) 日程第18、議案第22号周防大島町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長(椎木 巧君) 議案第22号周防大島町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

議案つづりでいえば9ページでございます。地方公務員法の一部を改正する法律が昨年8月に施行され、地方公務員の資質の向上に資するため、その請求に基づく大学等における課程の履修または国際貢献活動のための休業である自己啓発等休業制度が設けられました。

その内容といたしまして、1、任命権者は職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなくかつ当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは条例で定めるところにより、当該職員が3年を超えない範囲内において条例で定める期間、大学等課程の履修または国際貢献活動のための休業を承認することができること。

2、自己啓発等休業している職員は、休業を開始したとき着いていた職、または休業の期間中に異動した職を保有するが職務に従事しないこと。

3、自己啓発等休業している期間については給与を支給しないこと。

4、自己啓発等休業の承認は、当該自己啓発等休業をしている職員が休職または停職の処分を受けた場合には、その効力を失うこと。

5、任命権者は自己啓発等休業している職員が、当該自己啓発等休業の承認にかかる大学等課程の履修または国際貢献活動を取りやめたとき等は、その承認を取り消すものとなっております。

これからを踏まえ、本町におきましても法の趣旨を尊重し、必要な条例を制定しようとするものであります。

条例案をごらんいただきたいと思います。第1条には、その目的を明記しております。

第2条では、公務の運営に支障がなく、かつ当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の勤務成績、その他の事情を考慮して、自己啓発等休業することを承認することができる」と規定をいたしております。

第3条では、休業の期間を大学等の履修にあっては2年、国際貢献活動のためには3年といたしております。

第4条では、条例で定める教育施設を第1号で4年生または6年生大学、第2号で独立行政法人大学評価学位授与機構が大学や大学院に相当する水準の教育を行っている」と認定した機関。例えば、気象大学や国立看護大学校などを想定をいたしております。第3号で、これらに相当する外国の大学としております。

第5条では、外国の奉仕活動を独立行政法人の国際協力機構が行う青年海外協力隊シニア海外ボランティア等の開発途上地域における奉仕活動といたしております。

第6条は、自己啓発休業の承認請求の際は、期間や履修または活動の内容を明らかにしなければならない」と規定をいたしております。

第7条では、休業期間の延長は条例で定める範囲内において1回に限るとしてあります。

第8条では、休業の承認の取り消し事由として、大学を休学したり、授業を頻繁に欠席したりした場合、あるいは奉仕活動の全部、または一部を行っていない場合などを上げてあります。

第9条では、休業している職員は大学での履修や国際貢献活動を取りやめた場合や、その在学している課程を休業したり停学にされたりした場合、または大学での履修や国際貢献活動に支障が生じている場合は、任命権者に報告をしなければならない」と規定をいたしております。

第10条では、職務復帰後に給与の号級の調整をすることができる旨を規定をいたしております。第1条は規則への意味になります。

以上が、周防大島町職員の自己啓発等休業に関する条例の概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありません

か。これは後で付託をしますから。広田議員。

議員（１６番 広田 清晴君） 今回の条例設置については、設置そのものについては問題がなからうかというふうに思いますが、中身について若干質問しちょきたいというふうに思います。

まず一つは、国際交流機構に基づく海外へのボランティア等の取り組みのための条例だろうというふうに思いますが、安全上の問題が起こったときにどういう取り扱いになるのか第１点です。といいますのが、国際交流機構を通じて今まで事故等が発生したことがあるないか掌握していれば答弁に入れていただきたいというふうに思いますが、その場合の取り扱い。

それと、もう一つは、今度は帰ってきたときの換算のあり方、今副町長が補足説明されたのは１００分の１００の場合と１００分の５０の場合があると、その認識においては、町にとってメリットがあるという書き方かどうかが正しいかわかりませんが、そういう区分けがあるということなんです。その区分けの基準が単純にはいかない部分があるんじゃないかというふうに思いますが、その点についてまず質疑をしておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お答えいたします。国際活動において災害等にあつた場合の保障のことでございますけども、災害補償制度におきましては、自己啓発休業の取得期間中は地方公務員災害補償法は適用されないということになっております。

それから、１００分の１００と１００分の５０ということで、大学４年でそこで履修されたことが公務に生かされるというような場合については、当然１００分の１００というようなことになるかと思ひます。

それと海外への活動でのありますけれども、そういう場合については、一応これは日常の生活費というんですか、それは支給されるというようなこともありますので、この辺のところによつても１００分の５０というようにならうかと思ひますけども、その辺の詳細につきましては規則に別途定めるといふことになっております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（１６番 広田 清晴君） ちょっと今確認しておきたいんですが、大学等履修の場合に、将来の町にとって有用であるから１００分の１００と、それで今聞いておりますと海外で、協力機構で海外に赴任した場合、これについてはあくまで５０％の判断。それは日常的な賃金といひますが、それが払われるからといふことで、今説明があつたと思ひんですが、それでよろしいのかどうなのかといふのが、一つ疑念としてあります。といいますのが、条例上は一つのくりで書ちよりますので、あくまで町にとって有益な場合といふ表現がされちよるので、そのところはどうかちよっと再確認をしちょきたいというふうに思ひます。私の聞き取り違ひがあつたらいけんので。

それとあわせてもう一つは、国際交流機構を通じて安全と思われた地帯でも災害が起こる場合がある。最悪が場合は命を奪われるという場合が発生するやにわかりません。これ今までも組織名が変わってきたし、今からも組織名が変わりますが、非常に安全安心の担保については、非常にあやふやなところがあるし、今の治安上については、かなり全世界に広がっていると。国際交流機構が派遣したから安全地帯とは限らないという事態が予測されるわけです。そういう場合の取り扱いについては、やっぱりかなり条例上もきちっとしちよった方がよからうかというふうに思いますが、その辺のところの認識を再度聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） 職務復帰後の期間の解釈でありますけれども、先ほど申し上げましたように、職員として職務に特に有用であると認めることについては100分の100以下という表現にしております。そして、それ以外のものについては100分の50以下というようなことで御理解をいただきたいと思っております。

それと海外での事故等でありますけれども、その辺のところにつきましては、やっぱり独立行政法人であります国際協力機構が行う青年海外協力隊、年齢でいいますと20歳から39歳というようなことで、またシニア海岸ボランティアというようなものがありまして、そういう中で保障されるものだというふうに考えております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 3回目ですし、これは引き続き委員会で議論される部分じゃないかと思っておりますので、やっぱりかなりの資料をもとにぜひ議論されたいと思っております。国際協力機構が持つ事業の範囲等についても正確にしちよかんといけんのじゃないかと思っておりますし、ぜひお願いしちよきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 質問が同じようなところになるわけですが、最初の3条ですけども、2年と3年というふうに期限区切っておるわけですが、2年については、規則で定める場合には3年となっておりますけども、2年ということは4年生大学は無理だというふうに思うわけですが、その辺の整合性どうなるのか。

それと、例えば、7条とも関連あるわけですが、2年なら2年ほど行って、延長できないわけですから、でも例えば二、三年たてばまた申請してもう2年ほど大学に行くと、こういうことができるのか。

それと10条については、ちょっといまいち説明がよくわからんわけですが、例えば最後にこれを調整することができるというふうに結んであるわけですが、ということは、2年間休業した

ら、いわゆる昇給がないということもあり得るのかどうか。そこを一つお答え願えたらと思います。

それともう一つは、休業中の身分保障はもちろんそりゃあるわけですが、いわゆる給料的といえますか、あとの保障が、例えば休業中ですから給料の保障はないんでしょうけども、例えば福利厚生の方で、保険はどうなるのか、社会保険の方はどうなるのか、そういう具体的に少し説明願えたらと、保障の方を願えたらと思うんです。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お尋ねがありました大学等、4年生大学あるいは6年生大学があるわけなんですけども、教育法で定めておりますけれども、当然大学等での履修については2年ということになります。それから、国際貢献ですね、これにつきましては3年ということで、それで延長が1回ほど認められるということで、再度の自己啓発等の休業につきましては、これも規則で定めさせていただきますけれども、おおむね復帰後5年後にまた申請が上がってくれば再度検討するということになろうかと思えます。

それで、一応大学出られてさらに、例えば普通の文系とか理工とかありますけれども、その4年生大学を出られておって、今度はケースワークの資格を取得するためには、今度は福祉大学の方で3年次へ編入するとか、3年次とか4年次に編入して、不足部分を単位を取得して資格を取るというようなものもあるかと思えます。

それと退職金等に影響してくる期間につきましては、先ほど申しましたように休んでいる期間については、当然2分の1ということで除算されるということになります。それから、共済は当然そのまま当然引き続き適用になりますし、身分も当然公務員として身分を保有しておりますの、そういうような取り扱いになるかと思えます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 10条関係については、ちょっとまだ今答弁がなかったと思いますが、ちょっと3条もう1回聞きますけども、2年しか行かれんわけでしょう、休めんわけでしょう。ということは、4年生大学に4年いこうと思ったらそれは無理なんじゃない。だから、延長しても無理なわけでしょう。延長というのは、7条の延長というのは、それは2年間の範囲内の延長でしょう。例えば最初1年とって、あと1年ならできるけども、そうでしょう。最初から2年とったらもう延長はできんわけでしょう。で、今ちょっと課長の説明なら4年生大学をいかにも出れるような、いかれるような説明ですけども、それは無理なんでしょう、これ読めば。大学課程と書いてある。そどうなんですか。それと今の10条ちょっともう1回。

それと今の身分保障ですけども、休業補償で給料は2分の1だと、それで共済についてはある。もちろん共済があるということは、年金ももちろん保障されておる。それは休業前の給料に基づ

いてのもちろん年金、だから給料が下がるから年金もその間は下がってくるということなんですか、掛け金が当然下がるから、将来にわたってはその間は、いわゆる普通の役場に勤めてる人よりは2年間ほどは、将来年金をもらうときには少なくなりますよということなんですか。そこをちょっと3つそれをお願いします。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お答えいたします。

大学は4年制がありますけれども、最初2年ほど履修するというところで、休暇を取って、それから、また延長をまた2年ひかけて4年制大学の資格を取るというようなのは、これにはなじみません。当然2年間という中で、計画を立てて申請していただくということで、たまたまあと延長しなければいけないという特別ななんかの事情が出た場合に延長して、あと1年すれば単位が取得できるというような場合にあっては、延長を認めるというようなことになろうかと思います。

それと100分の100とか、100分の50でございますけれども、これは給与がやっぱり他の職員との均衡を保つというようなことも考えて措置されるということでもありますので、その辺で考えていただいたらわかると思います。

それと退職金等は、期間でありますけれども、当然その間休んでいるわけでありますから除算されるということになります。それで当然休業中につきましては、給与、給料じゃなくて給与ですね、いろんな扶養手当とか住居手当を含めた中で、ボーナスも含めますけども、そういうものは支給されないということでもあります。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） もう1回、これ最後じゃからあれですけど、これはここに3条に書いてあるからわかるんです。1年はここに、括弧書きに書いてある、1年間は。だから最高3年間はとれるということでしょう、とろうと思ったら最高、3年間はとれるけども、あとは無理だよ。だから7条というのはその中のうちの、それ以上は絶対無理だと、だからもし仮にやろうと思ったら、さっき言いよった規則で定めたおおむね5年ぐらいせんにやまたいこうと思ったら無理じゃというように理解していいわけですね。

それと10条関係ですが、これはちょっと僕の質問に答えてないわけですけども、この100分の100とか100分の50というのは、それはそれだけあと、休業して職場に復帰したときに、ほかの、例えば同期の人とのバランスをとるためにこういうふうに書いてあるんですけども、しかしこういうことができるというように結んであれば、できない場合も、しないちゅうことにもとれるわけですから、それは休業する前の号級に、昇給がないよということにもとれるのかどうかという質問ですよ。それはしようと思ったら、それは考え方ですけども、それもそういうふうにとっていいわけですか。それをもう1回再質問。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お答えいたします。浜戸議員さんもこの表現が、要するに100分の100以下と、あるいは50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものと見なすということになっておりますので、場合によってはそのときによって100分の以下とか100分の50というような定義になっておりますので、明確にその辺のそれぞれのときに応じて判断されるものであります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。質疑が終了しましたので、本案件については所管の総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、本案件については所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩をいたします。20分まで休憩をします。

午後2時06分休憩

.....  
午後2時20分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第19・議案第23号

議長（新山 玄雄君） 日程第19、議案第23号周防大島町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第23号周防大島町後期高齢者医療に関する条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

議案つづりの13ページをお願いいたします。本案は75歳以上の後期高齢者医療の事務につきまして、法令等を実施するために必要な事項をこの条例において規定するものでございます。

第1条は、出資規定として、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）でございしますが、これの第115条第2項で定める基準に従って保険料の額の通知、その他保険料の徴収に関する事項は政令で定める基準に従って、市町村の条例で定めるとされております。

第2条においては、町の行う事務について、その項目を掲げております。

第3条においては、被保険者に対する保険料の徴収義務及びこの規定を設けることにより、山口県の広域高齢者の被保険者でありかつこの条例を定める周防大島町に住所があるもの、またはあったものに対して本町が保険料を徴収することができることとなるとうたっているものであります。

第4条は、普通徴収の方法によって、保険料を徴収する場合の納期を定めたものでございます。

第5条以降は、督促手数料、滞納金、過料処分等につきまして定めております。

なお、附則第2項におきまして、平成20年度における被扶養者であった被保険者にかかる保険料の徴収の特例を設けております。平成20年度においては、被扶養者であった被保険者の保険料を、平成20年4月から9月分をゼロとし、10月から翌年3月分の保険料を9割軽減として1割とすることにより、4条の1項の規定にかかわる納期を設定したものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。これも付託をいたしますので。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。質疑は終了しましたので 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ちょっと一つだけお聞きしますけど、これは新聞にも出ておるわけですが、この制度が始まりますと今まで免除された人も保険料を払うようになってくるわけですが、本町では今まで免除やった人が何人ぐらい保険料を払うようになるかちょっと教えてください。

議長（新山 玄雄君） 嶋元医療保険課長。

医療保険課長（嶋元 則昭君） 今の件につきましては、まだ国の方から県の広域連合への通知がまだございませんので、その免除の人の数ははっきりとまだわかりません。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 全体では新聞等によると、全国で200万人ぐらいというかなりの数になるように書いてあるわけです。かなりの人が保険料を払うようになる、いわゆる負担増になるわけですから、かなり慎重に、慎重にといってももう国が決めたことですから、どうなるんかあれですけども、人数がわからんならしょうがないです。わかりました。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 附則の中で、附則の第2号ですが、そこでこれまで被扶養者というのは、子供さんの扶養に入っていた方とか、その方は今まで保険料を払ってないわけです。その方がこのたび後期高齢者医療というのは、個人個人に賦課されるということで、新たに保険

料を払わなければならないということで、一応法律の中では2年間は5割にしましょうという制度があるわけですが、それを新たに半年間は無料にしましょう。その後の半年間は9割軽減しましょうと、そうしますと21年度は5割軽減と、それを新たにこういう特例をつくったということでありまして、人数につきましても、これから賦課をしてみないとちょっとわからない状況であります。

議長（新山 玄雄君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。質疑が終結しましたので、本案件については所管の民生常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、本案件については所管の民生常任委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第20・議案第24号

議長（新山 玄雄君） 日程第20、議案第24号周防大島町行政組織条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第24号周防大島町行政組織条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

議案つづりの17ページをお願いいたします。本案は健康福祉部の事務分掌に、本年4月からスタートいたします後期高齢者医療に関することをつけ加えるものでございます。

18ページに新旧対照表が出ておりますので、ここに後期高齢者医療に関することという事務を入れようとするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際私自身が議会運営委員会の中で、議案の中身を十分知らずに、前の条例にかかわる部分の関連議案であるにもかかわらず、きょう採決するというに至

ったことについては、私も非常にまずかったなという立場をまず明確にしちよきたいというふうに思います。

といいますのは、当日私自身も議案調査をして、議会運営委員会に臨もうということでしたが、議案つづりしか紹介できなかったことについても、議案そのものを他の議員と同様に見てくださいということで、見せてもらうこともできなかったという事実もあわせて討論の中に入れておきたいというふうに思います。

さて、今回の周防大島町行政組織条例の一部改正の、いわゆる後期高齢者医療に関すること、ここについて今どういう状況なのかということから入りたいというふうに思います。今、国において参議院で否決法案が提出されております。決まったものじゃないと、閣議決定されて以降は国会で論議されます。そういう中で、今残念ながら私たちは議論せということですが、国会においてはとおり党略的なやり方で、今審議ストップしてあるという中で、実際これほどの問題があるのに審議がされてない。実際にはなんら決まってないという状況です。その中で、一つはきょう採決する必要が基本的にはないというふうに思います。

もう1点は、今回の、先ほど言いましたけど、後期高齢者医療制度そのものについて、私は大変な疑念があるというふうに討論の中に入れたいというふうに思います。といいますのが、今回の後期高齢者導入が将来の大島町民にどういうふうに影響が出てくるかということなんです。それで一方的に医療費が高いから、山口県の医療費が多くかかっているから、山口県は全国9位に保険料がなるんだという短絡的なものではないというふうに考えております。

といいますのが、もともと医療費に占める保険料の割合、そのものものが国の医療費をどう抑えるかという形の中から基本的な今回発生したという点が、まず第1点です。私はそんなこそくな制度はするべきじゃない。ましてや今度は医療費だけではなしに差別医療、受診の中にも差別医療が持ち込まれる可能性がある。いわゆる年齢とともに受ける診察項目が変わってくるという可能性があります。それが2点目です。

もう1点は午前中も言いましたけど、地域間格差の問題であります。これも地域間での医療制度に新たに問題が発生してくるということがあります。これは制度上絶対に、今の国の言うままやったら、その問題点が出てきます。特に私が次に強調したい点は、確かに地方自治体の職員は国が決まったことに対して、いわゆるそれを仕事として行わなければいけないという部分があります。しかし、この点考えていただきたいのは、例え国が決まったことであり、結果として自分たちがその事務事業をしようとも国の悪いやり方に対しては批判的見解を持たないと、私は悪政がそのまま続くというふうに認識しております。

ですから、私は今回結果としてこういうことが議決されようとは、将来的にはこれを廃止していく部分と、これはやっぱり出てくるというふうに思います。

また、今回周防大島町において、まだ十分に住民に周知されたという状況ではありませんが、先日新聞を読んでおりますと市町村によっては、後期高齢者医療の中身の説明会を地域に出て行って説明したという自治体もあります。そういう意味からすれば、きょう決めることは、私は決して妥当ではないということを明らかにし、反対討論としたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 2 4 号周防大島町行政組織条例の一部改正について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 2 1 . 議案第 2 5 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 2 1、議案第 2 5 号周防大島町営渡船設置及び運営に関する条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第 2 5 号周防大島町営渡船設置及び運営に関する条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

議案つづりの 1 9 ページ、2 0 ページをお願いいたします。本案は周防大島町営渡船設置及び運営に関する条例の一部を改正するに当たりまして、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございますが、その内容につきましては、別表に定める渡船利用料の久賀前島航路に新たに臨時運行の項目を加えようとするものでございます。

従前、久賀前島航路につきましては、定期便以外の臨時的な運行につきましては、地元の方が所有する船舶で対応をさせていただいておりまして、特に町営渡船による臨時便運行の必要性がなかったわけでございます。しかしながら、先般その船舶が不在となり、また島民からの町営渡船による臨時便運行の要望を受け、このたび臨時運行を行うことといたしました。

なお、料金につきましては補助航路でございますので、国と協議を重ねまして片道運賃に定員数を乗じ、1 航海当たり片道ですが 8, 0 0 0 円としております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回必要性が発生したということで、久賀、日良居丸だけが今回の対象ということで、条例改正が提案されております。（発言する者あり）久賀前島航路。それで4月1日から運用開始ということになれば、臨時運行ができる範囲について、基本的には条例から見ると町長が別に定めるか、規則で定めるか、そういう条例になちよるといふふうに思いますが、今想定する基本的な、じゃあ、この条例に基づいて運行しようというときに、運行できる範囲について、やみくもにちゅうことではないというふうに思うわけです。その辺についてどういう認識をされているのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 臨時運行の、いわゆる時間的なものだろうと思います。基本的に今考えておりますのは、現状の定期便がございますが、それ以外の時間帯、いわゆる久賀を出発する時間帯におきましては、朝の8時から午前10時30分までの間、または午後の0時10分から15時10分までの間、前島発の場合には朝8時25分から朝10時55分の間、または午後0時30分から15時35分の間というのを基本にしております。

また、その他町が認める場合というようなことで、選挙等の場合には臨時便という考え方があります。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） もう1点が要素として、今運行時間帯を部長の方が答弁されました。いわゆる要件なんです、要件。今言われたのは一つの時間的設定を言われたというふうに聞いたんですが、例えばどういう理由だったら許可をすとか、許可理由等があるだろうというふうに思うんです。例えば町長が将来的に規則で定めるにしても、4月1日から開始なんですから、その要件についてもう一つ答弁を聞いちゃきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 臨時便の、いわゆる要件等につきましては、例えば葬儀がある、法事があるというような形で何人も島に渡る、あるいは島からこちらの方に来るというような場合の臨時便ということが想定されております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 想定はそういう格好で住民が要求した場合、いわゆるそこを利用する人が要求した場合、町民が要求した場合が基本的な運行という格好でとらえていけば、というのが私たちよく今までも言うてきたんですが、基本的には新たに条例を追加する場合、できるだけ規則等も、旧町の皆さん方は知っちょと思うんですが、できるだけ要綱等もできれば規則

等もあわせて出していただければ議員等もわかると、多分今回の場合も要綱なり規則等で基本的にはかかるじゃなかろうかというふうに思います。その準備が今段階できちよるのかできてないのか、またそれは当然私は規則なり要綱なりをつくるべきじゃないかというふうに考えておるんですが、その辺はどういうふうに執行部は全体として考えちゃってんじやろうかということをお願いしたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 今回の久賀前島航路以外に、本町には離島航路がさらに2つございます。その当たりで規則で運用しておりますので、それに基づいた形でこのたびの変更等についても対応していきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。平野議員。

議員（4番 平野 和生君） 1点だけお伺いいたします。

この8,000円という数字が、今副町長の答弁の中で国の補助航路であるから国と協議をしたということでございますが、浮島と情島臨時便ありますよね。で、情島が6,000円、平日6,000円と8,000円ツープラトン、浮島が平日1万4,000円と2万2,000円のツープラトン、情と浮島が差があるのは当然なんです。距離が大体半分と認識しております。この久賀航路と浮島は一緒なんですこれ、大体距離が。それで倍近い差があるということは、僕としてはちょっと納得がいかないということで、浮島住民が聞いたらどう思うかなということなんです。その辺のところを。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） いわゆる臨時の運賃でございますが、先ほど副町長から補足説明の中で国と協議をされて片道運賃に定員数を乗じて、定員数を掛けてこの8,000円というのをはじいてるという御説明をしたところでありますが、今現在の久賀前島航路の1人当たりの片道運賃、これ大人ですが、270円でございます。で、船の定員が28人、この270円掛ける28人で7,560円という金額がはじかれます。

したがって、今回この臨時運行片道については8,000円をいただくということで、条例の方に掲げるということでございます。

議長（新山 玄雄君） 平野議員。

議員（4番 平野 和生君） ほんなら浮島の場合は今何人になっておるんですか。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 済みません。浮島が、今現在片道300円、定員58人ということで1万7,400円でございますが、これを今1万4,000円で臨時を、むしろ安くなってるということでございます。参考までに情島の関係につきましては、260円の定員23人というこ

とで5,980円の6,000円ということで定めております。

議長（新山 玄雄君） 平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） 21番、平川です。これ前島の渡航で私時間的に渡航の問題で困ったときに要船お願いしたときに、漁業組合に入っている漁業従事者が来てくださって、その当時1往復が往復で約2万5,000円くらいだったと思うんです。その辺のところは久賀漁業組合とか、漁協の方へ御相談されて、相談ちゅうか打診されてこの8,000円というのを、こういう条例で上程したのかどうか。その辺のところを1点お願いします。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 漁業協同組合との協議につきましては、協議をしておりません。といたしますのが、今回の臨時便の関係につきましては、国の離島航路の指定を受けている中での国との協議の中でございますので、漁協との協議はされてないということでございます。

議長（新山 玄雄君） 平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） それは国とのというのは部長さんのお答えで気持ちはわかるんですが、今まで臨時航路をやってないときに漁業従事者をお願いしておって、今度こういうのができたら、そういう方はいいですよちゅうのは、ちょっと理不尽じゃないかと思うんですが。その辺のところはこういうのをやりますよというぐらいは打診された方がいいんじゃないかと思うんですが、その点はどうですか。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 詳細はよく把握できませんけれども、今現在町の方が前島の方にポンプ、いわゆる消防のポンプ等で点検をするということで町の連絡船以外に、いわゆる漁協等の船を借り上げるというような場合には8,000円の賃借料といたしますか、それをお払いしているという実態はあるようでございますが、2万5,000円云々については、ちょっと把握はしておりません。

議長（新山 玄雄君） 平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） 了解しました。町の方でそういうふうなのを折衝されて、最近やられたのならいいんじゃないかと思えます。それでなければちょっと2万5,000円なら2万2,000円だというのが、その金額が私は定かでないですが、私の記憶では2万5,000円というのが1回ございましたんで、その辺どうかかなと思ったんで、最近やっておられるならそれでいいと思えます。ありがとうございます。

議長（新山 玄雄君） 尾元議員。

議員（24番 尾元 武君） 関連になるかもしれませんが、行政連絡船です、笠佐島、こういった場合は、例えば臨時運行とかいうのは、どのようにお考えでしょうか。必要に迫られた

とき。

議長（新山 玄雄君） 関連ですが答弁させましょう。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 先ほど情、浮島両航路の実態を申し上げましたが、笠佐島の関係の御質問がございました。これについては、臨時便の運航の規定はございません。

ただし、救急の場合のみ町の船を運航するというのが基本的になっております。また、患者移送等につきましては町の健康増進課が、いわゆる委託先であります船員の方と委託契約をしているというような実態でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 2 5 号周防大島町営渡船設置及び運営に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

#### 日程第 2 2 . 議案第 2 6 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 2 2、議案第 2 6 号周防大島町職員の育児休業等に関する条例及び周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第 2 6 号周防大島町職員の育児休業等に関する条例及び周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

議案つづりの 2 1 ページからお願いいたします。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正法が昨年 8 月に施行され、任命権者の承認を受けて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子がその始期に達するまで常勤職員のまま職員が希望する日及び時間帯において勤務することができる制度を導入することとなり、本町におきましても同様の制度導入のため、関係条例の一部改正を行おうとするものでございます。

逐条において御説明申し上げますが、新旧対照表をごらんください。2 9 ページからです。ま

ず、周防大島町の育児休業等に関する条例の一部改正でございますが、第1条の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律が条例に委任している条番号を追加をするものでございます。

第2条の改正は文言の修正でございます。

第3条の改正は再度の育児休業をすることができる特別な事情として、第3号で病気やけがなど子供を養育することができなくなった職員が、病気やけがから回復した場合を、第4号では両親が交互に子を養育する場合をそれぞれ追加をいたしております。

第5条の改正は文言の修正でございます。

第6条の改正は見出しを修正するとともに、条番号を改正するものでございます。

第7条の改正は見出し及び文言の修正をし、条番号を改正するものでございます。

第8条の改正は育児休業をした職員の職務復帰後における給料の号級の調整に関する規定で、従来は育児休業期間の2分の1の期間を引き続き勤務したものとして調整していたものを、100分の100以下の換算率で調整できるとしたものでございます。

第9条から第17条までの規定が、今回の育児短時間勤務にかかるもので、第9条は育児短時間勤務をすることができない職員を規定しております。例えば、育児短時間勤務をして養育しようとする子について、配偶者が育児休業法、その他の法律により育児休業をしている場合などを上げております。

第10条は育児短時間勤務の終了の日から1年を経過しない場合でも育児短時間勤務をすることができる特例の事情を第1号から第6号まで定めております。例えば、配偶者がけがや病気で入院するなど、短時間勤務の終了時に予測することができなかった事態が生じ、その養育に著しい支障が生じることとなったときなどを明記しております。

第11条は勤務の形態の規定であります。第1号では、交替制勤務以外の職員の場合、月曜日から金曜日までの5日間を毎日4時間、もしくは5時間勤務する形態とか、週に3日だけ8時間勤務する形態とかを明示をいたしております。第2号では、交替制勤務職員の場合の規定で、週休日を除く勤務時間について同様の内容となっております。

第12条では、育児短時間勤務の承認にかかる事務手続を、また13条では育児短時間勤務をすることにより、養育している時間に子を職員以外の親が養育することができることとなった場合など、その承認の取り消し事由などを規定しております。

第14条では、育児短時間勤務の承認が執行取り消しとなった際においても、課員が生じるなどやむを得ない事情がある場合は引き続き育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において勤務をさせることができるとなっております。

第15条では、短時間勤務をさせる場合や終了した場合は、書面によりその旨を通知しなければならないこととしております。

第16条では、育児短時間勤務職員にかかる給与条例の読みかえを規定しております。給料月額はそのものも勤務時間数に応じて定められた額としており、扶養手当、住居手当等はフルタイム職員と同額を支給し、通勤手当も原則フルタイム職員と同額ですが、平均1カ月当たりの勤務回数が10回未満となる場合は半額としております。

第17条では、職員の育児短時間勤務をすることにより、処理困難な業務が生じた場合、任期つき短時間勤務職員を任用することができますが、その際の任期の更新について第6条を準用する規定であります。

第18条、第19条、第20条、第21条の改正は部分休業についてであります。

第18条では、部分休業することができない職員に、育児短時間勤務をしている職員を追加し、第19条では部分休業の承認要件を緩和しております。

第20条、第21条は文言の修正であります。

なお、今回の育児休業法の部分休業にかかる改正点は、対象となる子が3歳に満たない子から小学就学の始期に達するまでの子となるとともに、要件が託児している子の送迎から、この養育に拡充されております。

以上、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての補足説明でございます。

続きまして、周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

改正の趣旨といたしましては、育児のための短時間勤務制の導入により、常勤フルタイム勤務から育児短時間勤務へ、育児短時間勤務から常勤フルタイムへ勤務形態を変更することが想定されるため、勤務形態の変更による有利、不利を生じないように、変更の際には年次休暇の日数について変更前後の勤務時間数等に比例した調整を行う仕組みを導入するためのものがございます。

新旧対照表をごらんください。第2条では、第1週の勤務時間、第3条、第4条では週休日及び勤務時間の割り振りについて、それぞれ育児短時間勤務職員の取り扱いを追加いたしております。

第5条の改正は、文言の修正でございます。

第8条では、正規の勤務時間以外の時間における勤務、いわゆる時間外勤務や宿日直を公務の運営に著しい支障が認められる場合に限り命じることができると規定をいたしております。

第12条の改正は、育児短時間勤務職員の年次有給休暇の付与日数を規定をいたしております。

第13条から第18条までの改正は文言の修正でございます。

以上が、周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正案でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う2つの条例の一部改正につきまして御説明申し上げましたが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたし

ます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 一つ読みかえ、単純な読みかえ規定は別にして、労働条件の変更にかかる分があるかというふうに思います。その点で、本条例を提案する前に対応する労働組合の方へ協議等を行えたのかどうなのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お答えいたします。

育児短時間休業につきましては、事前に組合からこのお話がありまして、ぜひこの条例を制定してほしいというような要請は受けております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） これは労働者にとってはいいことですが、問題は現実的に休業を申請したときにとれるかどうか問題だろうと思うんですが、特に公営企業局の方の看護師さんとか、そういう勤務形態でなかなかこう、だれかが休んだら交代がいるわけですから、その辺で要員的にきちっと確保してあるのか、できるのかどうか、その辺を少し御答弁願えたらと思います。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） この条例は、企業職員等への適用はございません。一応、地公法で定められておりまして、「企業職員及び特定地方独立行政法人の職員は適用されないものとされる」ということで明文化されております。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第26号周防大島町職員の育児休業等に関する条例及び周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

### 日程第23．議案第27号

議長（新山 玄雄君） 日程第23、議案第27号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第27号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

議案綴の45ページをお願いいたします。主な改正は、別表第1に地球温暖化対策地域協議会委員を加えようとするものでございます。以前から地球温暖化による地球環境への悪影響が指摘されておりますが、地球温暖化は日常生活や事業活動から排出される温室効果ガスが原因となることから、すべての人々が温室効果ガスの排出を削減するライフスタイルや社会システムの構築が急務となっております。

このような状況の中で、地球温暖化対策地域協議会とは日常生活や事業活動における温室効果ガスの排出量を削減するために、地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第1項の規定に基づいて、日常生活における地球温暖化対策にかかわる者が構成員となり、日常生活における温室効果ガス排出の抑制等に関し必要な事項について協議し、具体的に対策を実践することを目的として組織されるものであります。

現在、県下に県と6市1町に協議会が設置されておりますが、地球温暖化対策を推進するため、地域を単位として自主的・自発的な活動を積極的かつ継続して展開していく必要があることから、県は平成20年度までに県下の全市町村に協議会が設置されることを目標としており、本町も設置に向けて指導を受けてるところでございます。

町といたしましても、平成20年度中の設置を目標に事務作業を進めておりますが、構成メンバーは環境保全審議会を母体として、関係団体を含め15名程度を予定しており、その活動は日常生活において町民みずからが効果的な取り組みを進めていけるように、町や各団体等が中心になって地球温暖化問題に対する意識や知識の高揚を図るとともに、効果的な対策についての情報提供や啓発活動等を行う予定にいたしております。

そのほかの改正として、斎場建設調査委員会委員、在宅介護支援センター協議会委員及び遠隔医療推進事業委員会委員の項を削ろうとするものでございます。附則として、この条例は平成20年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 1つは、これ大事な課題ではあります。委員の選任において、

かつては充て職的な委員選任があったり、実質的な、どうじゃろうかと首をひねるようなことが多々ありました。

で、今回新たに地球温暖化対策地域協議会委員という触れ込みで、委員を募集するわけなんです。が、どういう考え方をしとるのか、募集に当たっての、選定に当たっての基本的な考え方、これがあるんなら聞いちょきたいと。大事な課題なんです、これ県が云々いう以前の問題として。ほで、具体的に考えちよるんかどうなのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 今の委員選定につきましては、今副町長の方からの説明でも、環境保全審議会を母体として考えて幅広くその関係者からという御説明申し上げたところですが、今広田議員さん御指摘の充て職とか、そういったことは一切考えておりません。

しかしながら、例えば会には当然県とも連携をとっていく必要がございますので、環境保健所の方とか は当然考慮いたしております。また、地域においては、地域で実際にそういった環境活動等日常携わってる方々、そういった方も大いに委員として参画と申しますか、入っていただきたいという念頭のもとに選考してまいりたいと思います。あくまでも、日常活動が基本になるうかと考えております。

議長（新山 玄雄君） はい、いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 27 号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 24 . 議案第 28 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 24、議案第 28 号周防大島町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第 28 号周防大島町長等の給与の特例に関する条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

議案綴の47ページをお願いいたします。町長等、いわゆる特別職の給与の特例を定める条例の一部改正について、本議会の議決を求めるものでございますが、町長等の給与は一昨年4月から本条例によって5%減額し、昨年4月からは、町長にあつては10%減額、副町長、公営企業管理者及び教育長にあつては5%減額支給といたしております。

今回の一部改正は、本年4月から10月までの7カ月間、19年度と同様の減額措置を行おうとするものでありますが、本条例に伴う削減効果として約120万円を見込んでおります。

なお、参考までに申し上げますと、町長を初めとする特別職の給与等を審議する特別職報酬等審議会は、2月12日、町内有識者3名からなる委員にお集まりをいただき、近隣市町を含めた県内の現状や一般職の給与の動向を参考に慎重な御審議をお願いいたしました。その結果、今年度も据え置きが適当である旨の答申をいただいております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 1つは、实际的に諮問委員会と申しますか、その中で協議されたということなんですが、その中に出された資料の中で、当然、近隣市町村との比較表等を出されたというふうに私は推定しますが、实际的に大島町ランクの報酬等からして、もとの本来支給額との比較においてはどのような水準だったのか、わかる範囲で答弁をいただきたいというふうに思います。うちのランク水準でどうか、という点です。

それともう1点は、实际的に今回これで減額された場合、年金、退職金及び手当等についてどのような影響があるのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 2点ほど御質問いただきました。

まず1点目の同ランクということでございますが、県内には同ランクはありません。町では一番大きな町ということでございまして、市で美祢市が本町よりも人口が少ないというような状況ですが、若干美祢市の方が高かったかなというふうに記憶してます。

それから、2番目の手当等、いわゆる退職金等の手当等に影響があるかどうかということでございますが、この掛け金等については基本額で掛けておりますので、減額の措置をしても影響はないということで御理解いただいたらと思います。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 28 号周防大島町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 25 . 議案第 29 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 25、議案第 29 号周防大島町特別会計条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第 29 号周防大島町特別会計条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

議案綴の 51 ページをお願いいたします。本案は、特別会計の中に本年 4 月からスタートする後期高齢者医療事業特別会計を加えようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 29 号周防大島町特別会計条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 26 . 議案第 30 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 26、議案第 30 号周防大島町手数料徴収条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第30号周防大島町手数料徴収条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

議案綴の53ページをお願いいたします。当議案は、平成20年度に山口県より権限移譲を受けます屋外広告物等許可申請事務に係る手数料を定めるものでございます。山口県屋外広告物条例とは、常時または一定期間継続して屋外で公衆に表示されるはり紙や立看板を指しますが、これらが無秩序に道路沿い等に掲出されますと、町の景観や安全が損なわれるために必要な規制をかけるものであります。

屋外広告物を掲出する際には、表示禁止物件、禁止広告物、禁止地域、許可地域等々が定められていますが、今回の権限移譲につきましては県の事務処理特例条例によりまして、県条例のまま事務の移譲を受けるものでありまして、町においては手数料徴収条例を改正し権限移譲に対応するものであります。手数料としましては、議案の表中にあるとおりでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の条例設置は、県の権限移譲ということで今副町長の方が言われましたが、実際的な、例えば許可したら、期間がありますよね。それと許可すべき対象物というのがあると思いますから、その2点について、まず聞きたいと思いますし、もう1点は総務の方になるかと思いますが、大体実績等については実際的な県の方の問い合わせ等は聞いているのか。それが実績、いわゆる事務実績。いいのですがね、今までの事務実績。

例えばそれをやるにしても一定の何人が分だけの人数は措置しなければいけないというふうに私は考えるわけです。その辺で、実際的にはどういうふうに考えておるのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。

補足説明でありましたように、本案につきましては県の事務処理特例条例によりまして、県条例のまま事務の移譲を受けるものでございます。

したがって、山口県屋外広告物条例、この概要に基づきましてお答えいたします。

まず、許可の有効期間でございますが、表中の（1）のはり紙から（4）の気球広告です。この間は1カ月以内となっております。それと、（5）の電柱、街灯柱を利用する物、それと（6）その他の屋外広告物、これは1年以内でございます。

次に、手数料の対象路線とか区域という御質問でございますが、手数料の対象路線は3路線でございます。一般国道437号、県道大島環状線、県道橋東和線、この3路線でございます。

この3路線は禁止路線でありまして、禁止路線の両側100メートル以内が禁止区域、100メートルから500メートルまでが許可区域となります。ただし、この禁止路線でも、道路に接続する家屋連担が10戸以上の区間は許可区間となり、路線の両側10メートル以内の地域が許可地域となります。

ちょっとわかりにくいんですが、もっと簡潔に申しますと、手数料の対象路線は一般国道437号、それと県道大島環状線、県道橋東和線の3路線であるということ、また私有地であっても禁止地域と許可地域があり、許可地域が本手数料の対象となるということでございます。

参考でございますが、この路線以外でも禁止区域というのが3地区ございます。久賀の石風呂、浄西寺、石塔婆、これは油宇の浄西寺の境内になります。それと、水無瀬島のあこう自生地帯、この3地域が禁止区域となりまして看板等の設置はできないことになっております。

それと、実績ということでございますが、これはまだ詳細については受けておりませんが、5件ほどがあるというふう聞いております。

議長（新山 玄雄君） いいですね。ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第30号周防大島町手数料徴収条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第27．議案第31号

議長（新山 玄雄君） 日程第27、議案第31号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。どうぞ、椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第31号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

議案綴の56ページをお願いいたします。本案は、平成19年12月26日に施行されました学校教育法の一部改正に伴う条番号の整合を図るものでございまして、本条例の第1条中「第29条及び第40号」を「第38条及び第49号」に改めるものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第31号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第28・議案第32号

議長（新山 玄雄君） 日程第28、議案第32号周防大島町国民健康保険条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第32号周防大島町国民健康保険条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

議案綴の61ページをお願いいたします。本案は、被保険者が死亡したとき、その者の葬祭を行う者に対しまして、支給する葬祭費の額を1万円から5万円に引き上げるものでございます。この4月からスタートする周防大島町国民健康保険事業特別会計が支援する山口県後期高齢者医療広域連合が行う葬祭費の額を調整するもので、このたび議案としてお諮りをするものでございます。

なお、健康保険法、社会保険とか共済等におきましても、葬祭費の額は5万円となっております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 3 2 号周防大島町国民健康保険条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 2 9 . 議案第 3 3 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 2 9、議案第 3 3 号周防大島町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第 3 3 号周防大島町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

議案綴の 6 3 ページでございます。本案は、平成 1 6 年及び平成 1 7 年の税制改正の影響によりまして介護保険料が大幅に上昇する方につきまして、平成 1 8 年度及び平成 1 9 年度に講じた保険料の激変緩和措置を平成 2 0 年度も継続するために、周防大島町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

参考資料の 6 6 ページ、議案第 3 3 号の周防大島町介護保険条例の新旧対照表に基づいて御説明を申し上げます。

附則の第 2 項で、周防大島町介護保険条例とあるのを、周防大島町介護保険条例（以下「条例」という。）に改め、字句の整理をするものであります。

附則の第 3 項及び第 4 項は、平成 1 8 年度及び平成 1 9 年度の保険料率の特例について定めたものであります。見出し中、「及び平成 1 9 年度」から「平成 2 0 年度まで」の各年度に改め、6 6 ページから 6 9 ページまでのアンダーラインの箇所について第 1 項の字句を削除して、文言の整理をしようとするものであります。

附則第 4 項の次に、平成 2 0 年度の保険料率の特例を定めるものとして第 5 項を加えるものであります。第 1 号は、税制改正の影響によりまして、第 1 段階から第 4 段階へ上昇する場合の特例として、平成 2 0 年度の保険料を 3 万 3 , 8 6 4 円とするものであります。第 2 号は、同様に第 2 段階から第 4 段階へ上昇する場合で、3 万 5 , 0 8 8 円、第 3 号は第 3 段階から第 4 段階へ上昇する場合で 3 万 7 , 1 2 8 円、第 4 号は第 1 段階から第 5 段階へ上昇する場合で 4 万 8 0 0 円、第 5 号は第 2 段階から第 5 段階へ上昇する場合で 4 万 2 , 0 2 4 円、第 6 号は第 3 段階から第 5 段階へ上昇する場合で 4 万 4 , 0 6 4 円、第 7 号は第 4 段階から第 5 段階へ上昇する

場合で4万7,327円とするものであります。

附則で、この条例は平成20年4月1日から施行するをいたしております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 御承知のように、このもととなる条例改正は一気に大幅引き上げのために、一遍、政府も引き下げをせざるを得ないという、いわゆる条文、激変処置という格好で条例が制定されました。

ほで、今回の条例の一部改正はあくまで激変緩和処置の1年延長というだけよと、他意はないよという感覚でよろしいか、確認しておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 今回の改正は、税制改正によりまして、平成18、19年度に段階的に激変緩和を行ったということで、19年度の措置をそのまま20年度にもするというところであります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第33号周防大島町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第30・議案第34号

議長（新山 玄雄君） 日程第30、議案第34号周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第34号周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

議案綴の71ページをお願いいたします。沖浦東地区の農業集落排水処理施設が完成し、今年3月31日から供用開始をしいたいため、条例第3条にある処理施設の名称及び位置を別表第1で処理区域の追加をお願いするものでございます。

施設の概要といたしましては、事業名は沖浦東地区農業集落排水資源循環統合補助事業、地域は出井家房地域、53.8ヘクタール、計画人口は680名、計画汚水量は184トン、1日です、1日184トン、1日平均の汚水量でございます。事業採択は、平成15年で事業工期が平成15年から平成19年度までの5カ年となっております。総事業費は、9億2,400万円で、補助分が7億9,600万円、既補助分が1億2,800万円となっております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

参考までに申し上げますが、津海木地区も平成20年3月末から供用開始をいたしますが、処理区域は既に戸田処理区に統合するため条例の改正ということにはなりませんので、参考までに申し上げておきます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第34号周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31．議案第35号

日程第32．議案第36号

日程第33．議案第37号

議長（新山 玄雄君） 日程第31、議案第35号周防大島町立橋ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてから日程第33、議案第37号周防大島町農産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでの3議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第35号、36号、37号、周防大島町立橘ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例、周防大島町産地形成促進施設設置条例及び周防大島町農産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、一括して補足説明を申し上げます。

議案綴では、73ページからでございます。現在、町内には農産物の加工施設として3カ所整備され、これらの施設につきましては地域における住民の自主的協働性を生かして消費者ニーズを把握し、地域特産物の開発に資するための機能を持ち、農畜産物での加工開発の体験学習を通じての交流活動促進に資するため設置をされておるところであります。当施設の利用に当たっては、本町の基幹作物である柑橘類を加工した缶詰づくりなどを中心に盛んに利用されており、その製造の過程において水、ガス、灯油等を大量に使用しておりますが、昨年度からの水道料金の改正や来年度からの下水使用料の改正、さらには原油高による燃料費も高騰傾向の状況であります。

そこで、今回の改正につきましては、橘ふれあいセンターについては研修室利用時のストーブまたは扇風機を使用した場合の加算使用料を「100円」を「105円」とし、缶詰をつくった場合の使用料1個当たり「15円」を「20円」に改正しようとするものでございます。

また、農産物加工センターについては橘ふれあいセンターと同様に缶詰をつくった場合の使用料1個当たり「15円」を「20円」に改正するものです。

次に、産地形成促進施設につきましては、先ほど申し上げました橘ふれあいセンター及び農産物加工センターと同様な利用形態であり、これらの施設と使用料金を統一するため料金の改正をしようとするものでございます。

以上、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第35号周防大島町立橘ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 原油高等の高騰は、社会的に起こりよる現象なです。

そういう中で、実際的に今私が聞いておきたいのは、実際に運営する中でどういう実績があるのか、また実態としてどのくらいの今現在の利用料金が町の方に入ってきているのか、その点を聞いて、それが議員としては1つの判断基準になるんじゃないかなという点を明らかにするために、質疑をしておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。

この料金の値上げにつきましては、使用者の方と合意をした件でございますが、実績につま

しては缶詰機の使用料、これは1個20円に対しまして3万1,200個です。これで62万4,000円となります。缶詰製造以外の使用料で2万9,000円が入ってまいります。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） あくまで、いわゆる使用者、利用者との協議の範囲ということで理解しとってよろしいかね。はい。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第36号周防大島町産地形成促進施設設置条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第37号周防大島町農産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより、討論、採決に入ります。

議案第35号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第35号周防大島町立橘ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第36号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第36号周防大島町産地形成促進施設設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第37号周防大島町農産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時、休憩をいたします。

3時50分まで休憩いたします。17分間休憩します。

午後3時37分休憩

.....  
午後3時50分再開

議長（新山 玄雄君） では、おそろいのございます。休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### 日程第34、議案第38号

議長（新山 玄雄君） 日程第34、議案第38号周防大島町営大島駐車場条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第38号周防大島町営大島駐車場条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、集中改革プランにおいて、平成19年度の廃止を検討することが盛り込まれておりました。周防大島町営大島駐車場のうち、南町駐車場について駐車場の確保による路上駐車防止など、借地による町営駐車場としての所期の目的を達成したことから、南町駐車場を廃止しようとするものであります。なお、土地所有者であります森元氏には、契約に基づき本年3月31日をもって賃貸借契約の解除について合意をいたしております。

また、駐車場を利用されている方々につきましても、本年2月に廃止の通知を行ったところがございます。本条例は、平成20年4月1日から施行しようとするものであります。貸借対照表がついておりますので、御参考にしてくださいませ。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 38 号周防大島町営大島駐車場条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 35 . 議案第 39 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 35、議案第 39 号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。川田公営企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 83 ページの議案第 39 号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についての補足説明を申し上げます。

現在、勤務いただいております周防大島町立大島病院の産婦人科部長、木戸雄一医師より、3月31日付をもって退職願が提出されました。公営企業局としましては慰留いたしましたが、本人の意思が固く退職となりました。後任人事を大学当局にお願いいたしましたが、新聞紙上でも報道のとおり産婦人科医師が不足の現状では派遣できないとのことでしたので、やむを得ず周防大島町立大島病院の産婦人科並びに周防大島町立東和病院、周防大島町立橋病院の婦人科の標榜を診療科から除くものでございます。

今後、全国自治体病院等に依頼し、早急に産婦人科医師を募集予定でございますので、後任医師がいれば、また条例改正の上、各病院の産婦人科並びに婦人科を標榜したいと考えております。

慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今、補足説明があったところです。ほいで、実際的に医師の確保の困難さについては、私なりに今の国の制度の大きな誤り、また医学部定数の減少等が今日に至っておるといふのは基本的には認識しております。

また、今、国においては、自治体病院に対して全国で2兆円といういわゆるキャッチフレーズ

で自治体病院攻撃が始まっているという点も認識しております。

しかし、実際的に一旦廃止をすると、医師の確保が本気にならない側面があるんじゃないかということで危惧しております。いいのですが、公立病院において、一旦それをなくするとなかなか復活が難しいというところがあるんです。その点について、再度先ほど言った基本的な、いかなれば本当に医師の確保を引き続き努力していくんだという点を明確に答弁していただきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 河村公営企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 御指摘のとおり、婦人科医、一旦いなくなるということについてということになりますと、大変得にくいというのが今の現状でございます。大学等の婦人科の教室に行きましても、大学の方として自治体病院等の関連病院という病院に対しては複数体制で診療を行うことが望ましいと大学は思うと。昨今、婦人科医は大変少ないけれど、複数体制でやらないといろんな医療事故等に対する対応もできていけないので、そういう体制ででき得るのであればという御回答しかいただけません。

ただ、既に産科の方は無理だけど婦人科の医者としてまだ婦人科を見るよというような先生を、その大学当局の方をお願いして、そういった先生がいれば大島への赴任をぜひお願いしたいと。また、インターネットにおきましても、単独1人の体制でも産科及び婦人科をやりたいというお医者様がいらっしゃれば、そういう方にこちらからアプローチして、大島への赴任等をずうっと公営企業管理者の方が続けている状況ですんで、今回のこういった議案上程については御理解いただけたらと思います。

島民の半分は、一応女性ということも考えれば、引き続き公立病院としての責務は果たしたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） はい、いいですか。ほかに。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 婦人科の先生がいなくなったんで、条例もかえなきゃいけないということですが、現実問題、実際に現実的に、はり紙だけで今先生がいらないから、婦人科見られないよということだけでは済まされないんですよね。条例までかえんでも、それはできないんですか。

それと、今度の大島病院の改築後は、産婦人科が、手術ができるような設備は整えるかどうか、その2つをちょっとお聞きしときます。

議長（新山 玄雄君） 河村公営企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 現実問題として、大島病院の方の新築移転につきましては、産婦人科の今の標榜をできるような審査室等の設計にはもうしておりません。

ただ、泌尿器とか、そういった科の器具が婦人科と同じでありますし、診察室としての予備室

を2部屋なり持っておりますので、また婦人科の先生がお出でいただけるようであれば、そういった部屋を改築してでも対応していきたいという状況でしかございません。

そういった現状でございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 最初の質問はどうか。

議長（新山 玄雄君） 河村公営企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 婦人科医としての標榜されるお医者さんがいない以上、うちの方としては標榜することは許されておりませんので、できません。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第39号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第36・議案第40号

議長（新山 玄雄君） 日程第36、議案第40号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第40号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更につきまして、補足説明を申し上げます。

議案綴の87ページをお願いいたします。本案は、周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更にあたりまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項に基づく本議会の議決を求めらるものでございます。

その内容につきまして申し上げますと、まず、産業振興の区分では基盤整備といたしまして、山口県が事業主体として中山間地域総合整備事業によります農業用排水施設整備と周防大島町が事業主体で行う用排水路整備3件を追加しようとするものであります。

また、漁港施設につきましては、港整備交付金を活用した志佐漁港の沖防波堤の延長と嵩上及び強い水産業づくり交付金事業による日良居漁港の用地舗装ほかの事業を追加するものであります。

次に、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の区分では、いずれも事業主体は山口県になりますが、中山間地域総合整備事業による農道整備2件、ふるさと農道緊急整備事業による法面保護工の整備及び農道保全対策事業による橋梁補修3カ所をそれぞれ追加しようとするものであります。

区分4の生活環境の整備では、やはり中山間地域総合整備事業により久賀、久保河内地区の排水路の整備を行おうとするもので、本計画に追加することといたしております。

最後に、教育の振興の区分では、まず、事業名について学校教育関連施設に統合関連施設を設け、その事業内容として東和中学校改築工事及びスクールバス4台の整備を新たに追加しようとするものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 1つは、今、複数箇所で行われた部分の補足説明をお願いしたいというのが1つです。

といいますのが、中山間地にしても複数、そしてまた、そのほか複数地域があるというふうに思いますが、実際的にはどこになるのかが明らかじゃないというのが危惧しております。その点で、明らかにできる範囲でしていただきたいというふうのが1つです。

それともう1つは、概算事業費が実際的にはどのように認識しておるのか。特に言われるのが、事業費等については決議対象じゃありません。しかし、実際的に判断の1つにはなるというのが私がこの議会ですべてきた態度であります。ですから、概算事業費についても、答えられる範囲で答えていただきたいというのが中身です。

それともう1点は、教育施設関係であります。改築、これはまあ今年度予算で実施設計が出てき、スクールバス購入についても今年度予算で出てくるわけなんです、実際的に今、東和中学校改築工事でいろいろ今合併問題で議論がされております。そういう中で、将来1校を前提にした、今回のいわゆる4校案ではないということは私は明確にしとくと矛盾が出てくるんじゃないかという点があります。その点での教育委員会、町当局の認識を聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。

場所と概算事業費についての御質問でございますが、事業ごとにお答えいたします。

まず、中山間地域総合整備事業でございますが、これは水路でございますが、9カ所あります。旧町ごとでお答えいたしますと、久賀地区が1カ所、大島地区が3カ所、東和地区が3カ所、橘地区が2カ所です。

概算事業費につきましては、3,293万5,000円です。平成20年度が9,600万円、平成21年度が2,333万5,000円です。

次に、用排水路の樋ノ口地区ですが、これは東屋代地区です。概算事業費につきましては、500万円でございます。平成20年度、単年度でございます。

次に、用排水路の森藤地区ですが、これは西屋代になります。これも平成20年度の単年度で概算事業費は400万円でございます。

同じく、用排水路の西浜東地区、内入になります。これも、平成20年度の単年度でございます。概算事業費が150万円でございます。

次に、港整備交付金志佐漁港整備事業でございますが、概算事業費が2億7,000万円でございます。平成20年度が4,000万円、平成21年度が2億3,000万円となります。

次に、強い水産業づくり交付金事業、これは日良居漁港でございますが、平成20年度、単年度でございまして、概算事業費550万円でございます。

次に、中山間地域総合整備事業の農道でございますが、これは2カ所ございます。神田南地区、これは久賀になります。それと安高地区でございます。平成20年度、単年度事業でございまして、概算事業費421万3,000円でございます。

次に、ふるさと農道緊急整備事業、法面保護工でございまして、3路線ありますが、これは和田地区でございます。概算事業費は1,142万円、平成20年度が512万円、平成21年度が630万円でございます。

次に、農道保全対策事業でございますが、これは橋梁の補修3カ所でありまして、3カ所すべて東和地区でございます。平成21年度で、概算事業費630万円でございます。

最後になります。中山間地域総合整備事業の排水路、これは久賀地区でございます。概算事業費は、454万8,000円、平成20年度で318万8,000円、平成21年度で136万円となっております。

ただいま申しました概算事業費につきましては、県で行う、県で実施する事業につきましては負担金で申し上げております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） 東和中学校の改築の後、将来1校を考えるべきではないという御質

問であります、中学校統合推進委員会より、平成29年の4月に、「4校にした後、1校を目指す」という答申を私どももいただいております。それに沿って1校を目指していきたいというふうに思っております。

したがいまして、この改築については1校にした後は小学校への転用ということを考えておりますので、そういった小学校に活用でき得る形でつくっていきたいというふうに思っております。議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に、今工事着手、今年度実施設計を行って、実際的には21年、22年で東和中学校舎を改築していくのが今の流れではないかというふうに見ております。

それは、確かに事業費等で単年度でできるかっていうたら、そんなみやすいもんじゃなかろうというふうに思うております。そうすると、基本的に今あすの日もつぶれるかもわからないというのが、建てかえ要件であります。いわゆる耐震性に問題があって、あす地震が来たら大変だということで、東和中学校舎を建てかえるんだということを委員会、全協等で説明してきましたが、合併前にできることは今では非常に困難ではなかろうかというのが私自身の認識なんです。

いわゆる新年度予算を今から議論しますが、実際的には危険な校舎に、合併を急いでやらなければならないというのが客観的に出てくる可能性があります。例えば、今の東和中学校舎よりも逆に安心性があるのに、合併を急ぐあまり、実際的には客観的に統合を急ぐという結果につながる側面があります。その辺は、私は区別して考えないといけないのが1つです。それとあわせて、実際的にはかなりの規模、金額になると。

今、布村さんの方が答弁された内容でいくと、中学校として備える校舎と今度は小学校として構える校舎とはおのずと実際的にはかわってくるというふうに、教室そのものかわってくるというふうに思いますが、その辺のところ認識あわせて、実際聞いちゃきたいなというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） 校舎をつくる時に、中学校部分と小学校部分を区別してつくるということは考えておりません。小学生が将来使えるということを前提にしたつくり方でいきたいと。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的には、現校の教室数と実際的に将来の小学生の生徒数の整合性については、当然、実施設計の段階で調査されるといいですか、実際的にはすり合わせは発生するというふうに思いますが、その点で、今から実施設計、新年度予算で実施設計ということになるかというふうに思いますが、実際的にはそのすり合わせ予定なんかは、どのように考

えておってのか、3回目ですので聞いちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） 今、校舎検討委員会を立ち上げて2回ほど協議をしておりますが、今の段階ではまだ、校舎の位置をどこにするかということが先般の3月の3日の会議で煮詰まったところであります。

そして、校舎の内容等につきましては、ある程度アバウトなことはつくっておりますけど、これからその検討委員会の中におります校長先生方を中心にして、小学校へも中学校も使えるような、すばらしい配置の校舎をつくりたいというふうにこれから検討していきたいというふうに思っております。よろしいでしょうか。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 賛成討論をしておきたいというふうに思います。（笑声）（発言する者あり）

実は、過疎計画をつくる場合に、いろんな議論の中で過疎計画をつくっていくというふうに思います。当然、順番からいけば住民の声が大きいところから、もう1つは必要性の高いところからつくるとというのが過疎計画の基本原則だというふうに思うております。そういう中で、今回同じような案件がいろいろ複数にまたがる場合に、実際的には判断を誤る場合があります。

といいますのが、明らかにしておきたいのは、今残念ながら中学校の統合問題について、諮問として将来1校の中学校ということに諮問をいただいたんで、今執行部としては1校で行きよるんだということを最後までこだわりました。私自身は、その中学校の建設問題についても、それが将来の1校のための建設であってはならないという点が実際的にはあります。

それともう1つは、先ほど矛盾点を指摘しましたが、実際的に今実施設計から入って、実際建設していくという流れと、もう1つは委員会で協議した非常に危険だから東和中学校を建てかえたいんだということが相矛盾してくる。これは、議員の皆さんなら常識の範囲でわかると思うんですよ。その辺が今から本当にどうなるかということが議論の対象になると思いますので、あえて賛成討論の中で述べておきたいというふうに思います。

以上であります。（発言する者あり）

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第40号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第37．議案第41号

日程第38．議案第42号

日程第39．議案第43号

日程第40．議案第44号

日程第41．議案第45号

議長（新山 玄雄君） 日程第37、議案第41号油宇集会施設の指定管理者の指定についてから日程第41、議案第45号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についてまでの5議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） それでは、議案第41号から議案第45号まで、一括的に補足説明を申し上げます。

まず、議案第41号でございますが、91ページからお願いいたします。油宇集会施設の指定管理者の指定につきまして、御説明を申し上げます。本案は、周防大島町コミュニティー施設設置条例に定める油宇集会施設の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

この施設は、自治会組織、油宇自治会の区域に位置しておりまして、自治会活動の拠点となっているところであります。よって、施設の設置目的からも、これからも引き続き油宇自治会を指定管理者に指定することが最良と判断し、提案をさせていただきました。

なお、期間につきましては、平成20年4月1日から平成21年3月31日としております。

次に、議案第42号でございますが、小泊集会施設の指定管理者の指定についてでございます。議案第41号と同じでございますが、施設の設置目的からも引き続き小泊自治会を指定管理者に指定することが最良と判断しておりますので、提案をさせていただきました。

なお、期間は41号と同じく、平成20年4月1日から平成21年3月31日までといたしております。

次に、議案第43号でございますが、むつみ荘の指定管理者の指定についてでございます。本

案は、同じく自治会組織であります土居自治会の区域に位置しておりまして、自治会活動の拠点となっておるところでございますが、41号、42号と同じく土井自治会を指定管理者として指定しようとするものでございます。

次に、議案第44号、45号でございますが、周防大島町高齢者生活福祉センター設置条例に指定する2つの施設でございますが、毎年度1年間の期間を定めた上で指定管理施設として周防大島町社会福祉協議会と協定書を締結し、管理運営を行っております。この事業は、高齢等のために在宅生活に不安のある者に対しまして、自炊設備のある居室を提供し、生活援助員を配置して、利用者に対し、相談・助言を行うものでありまして、国の定める要綱でも「指定通所介護事業所を経営する者であって適切な事業運営が確保できると認められる者に委託できる」となっております。このことから、本施設において、生きがい活動支援通所事業や指定通所介護デイサービス事業を実施しております周防大島町社会福祉協議会を指定管理者として引き続き非公募により指定をしようとするものでございます。

以上、41号から45号までの補足説明を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第41号油宇集会施設の指定管理者の指定について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第42号小泊集会施設の指定管理者の指定について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第43号むつみ荘の指定管理者の指定について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第44号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について、質疑はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 前の和田苑等で、実際的には非公募であるが指定管理料が発生する施設ということになるんじゃないかなと思うんですよ。

そんときに、実際指定管理料が発生して、指定管理料の設定についてどのように考えているのかという点があります。といいますと、いろんな単価等の引き下げの中で、実際的に、社会福祉協議会自身もかなり運営が困難な側面が出てきているというのが私自身の調査の結果なんです。そういうときに、実際指定管理料等についてはどのように考えるのかという点について、聞いて

おきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 指定管理料につきましてですが、やはり今申されましたように社協も大変運営も厳しいようであります。

一応、社協の方からも事業計画書提出していただきまして、慎重に審議いたしまして、今回もしらとり苑、和田苑につきましては管理料が709万8,000円、しらとり苑につきましては昨様が1,012万3,000円でしたが、本年度は718万円と大きく落ちておりますが、これも職員体制を配置を経営努力していただいて減額になったところでありまして、引き続き、社会福祉協議会と一緒になしまして協議しながらこれからも進めていきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） ぜひ、そういう意味では、今ずっと予算の中身、社協自身の予算の中身を見てますと、実際的にはかなり困難で、今部長が言われたように、実際的にははいじゃその組織の中でどうするかっていうたら、あくまで常勤・非常勤でいえば、常勤を減らして非常勤で対応せざるを得んということになっております。

そうするならば、それは確かに単価的には下がる状況があるかもわからんが、今度は安全・安心という面では、どうしてももう一歩考えにやいけん側面も出てくるというのが私自身が実際調べた中身なんです。ぜひ、その辺もやっぱりきちっと実際的には考えていかにやいけんのじゃないかというふうな点を明らかにして、私は質疑を終わりたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。次、進みます。

議案第45号周防大島町高齢者社会福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより、討論、採決に入ります。

議案第41号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第41号油宇集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第42号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第42号小泊集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第43号むつみ荘の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第44号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第44号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第45号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第42・議案第46号

議長（新山 玄雄君） 日程第42、議案第46号平成19年度三蒲漁港整備工事第2工区の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） それでは、議案第46号平成19年度三蒲漁港整備工事第2工区の請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

議案綴の97ページをお願いいたします。本案は、平成20年2月20日に13社でもって入札を行いました結果、井森工業株式会社が1億280万円で落札をいたしましたので、その落札価格に消費税の額を加えました1億794万円で請負契約を締結しようとするものでございます。

工事の内容につきましては、西防波堤12メートル、物揚場57.34メートル、A護岸40メートルの設置となっております。

周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく申し上げます。あ、済みません、ちょっと工期を申し上げておきます。本契約の締結の翌日から平成20年3月28日までとなっております。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第46号平成19年度三蒲漁港整備工事第2工区の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（新山 玄雄君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次の会議は、3月10日、月曜日、午後1時30分から開きます。  
事務局長（坂本 薫君） 御起立願います。一同、礼。  
午後4時28分散会